

資料

1 市の現状

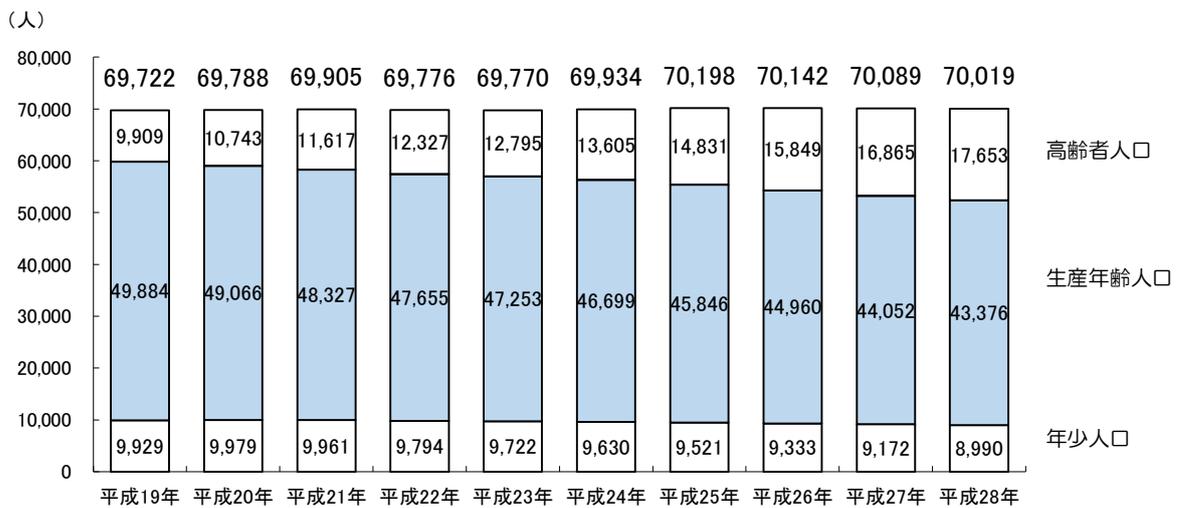
(1) 人口に関する状況

本市の人口は、平成28年4月1日現在70,019人であり、平成21年以降、約7万人でほぼ横ばいの状況が続いています。

高齢者人口（65歳以上）、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）に区分した構成では、生産年齢人口及び年少人口が減少している中、高齢者人口は増加し、急激な高齢化が進んでいます。

世帯数は年々増加し、世帯人員数は減少しています。

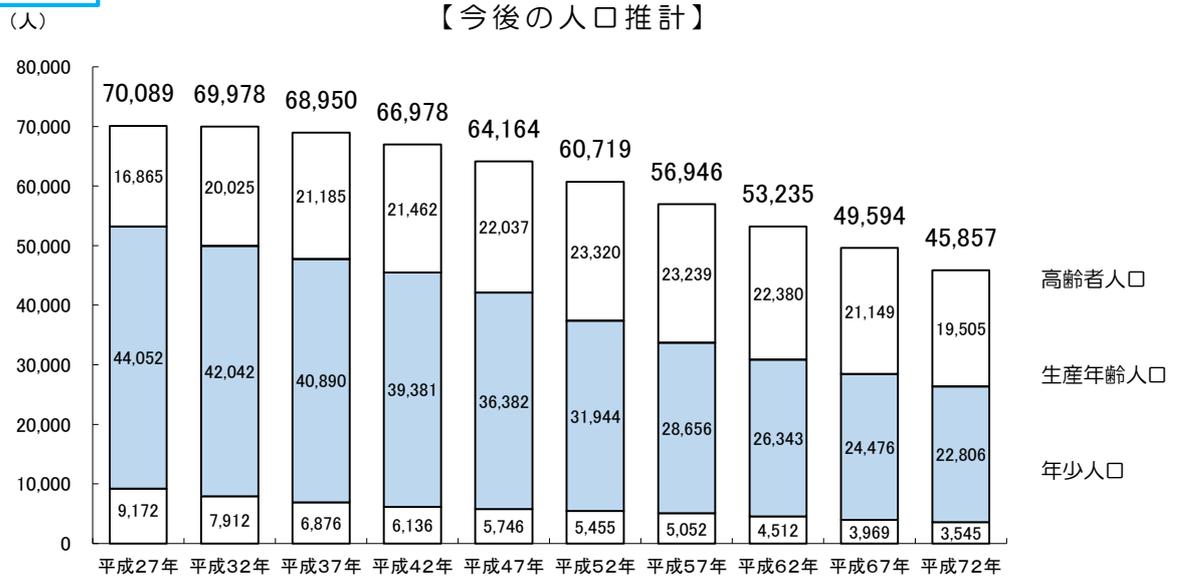
人口と人口構成



※高齢者人口：65歳以上 生産年齢人口：15～64歳 年少人口：14歳以下

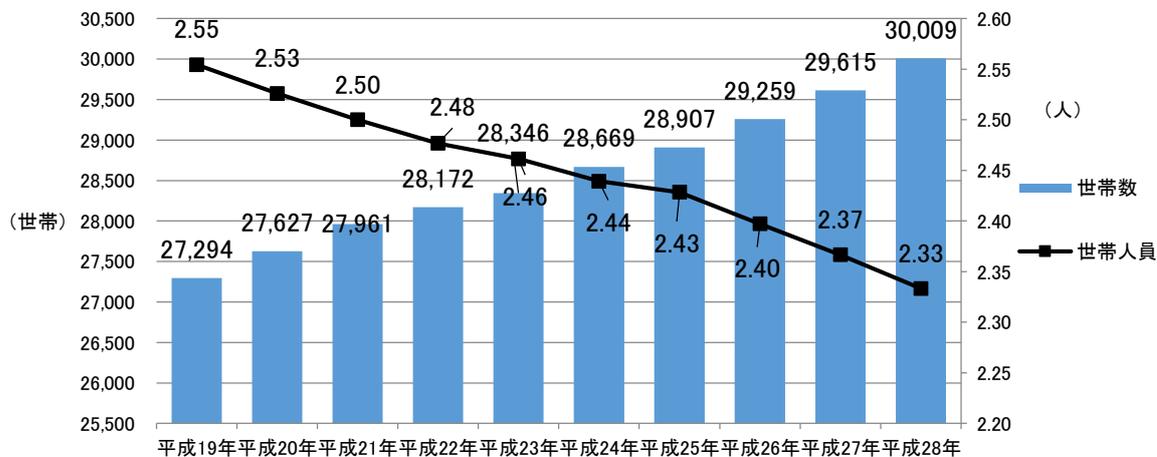
資料：市民課 各年4月1日現在

参考



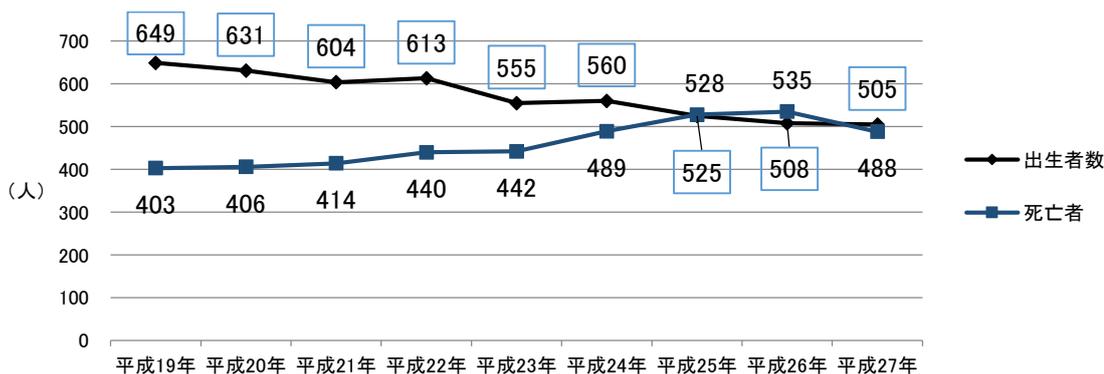
資料：第5次鶴ヶ島市総合計画後期基本計画（19ページ）

世帯数と世帯人員数



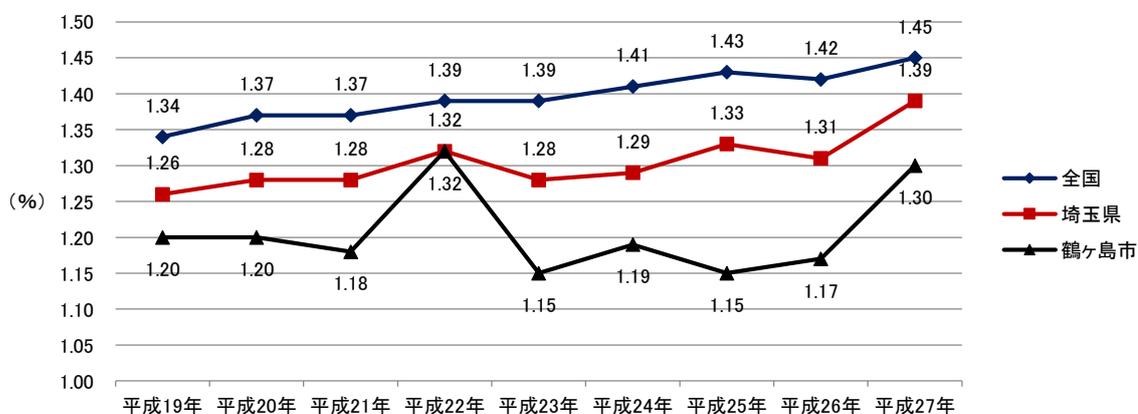
資料：市民課 各年4月1日現在

出生者数と死亡者数



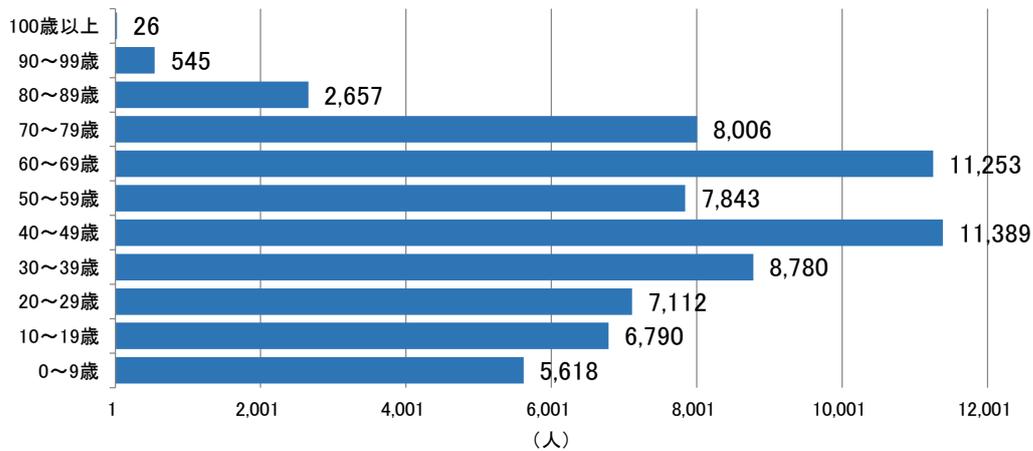
資料：埼玉県資料

合計特殊出生率



資料：埼玉県資料

年齢別人口

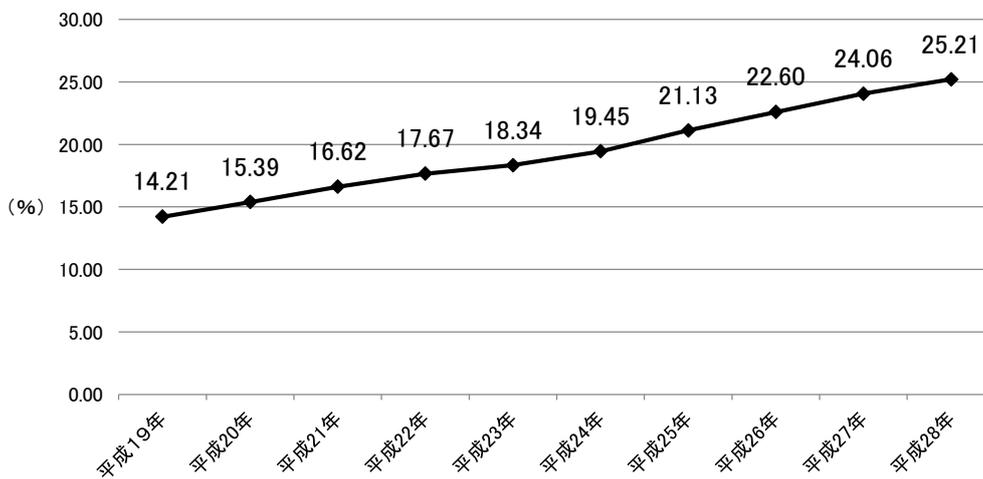


資料：市民課 平成28年4月1日現在

(2) 要支援者の状況

高齢化率

高齢化率は、平成28年では25.21%で、平成19年の14.21%と比べ、11.00%上昇し、急激に高齢化率が上昇しています。

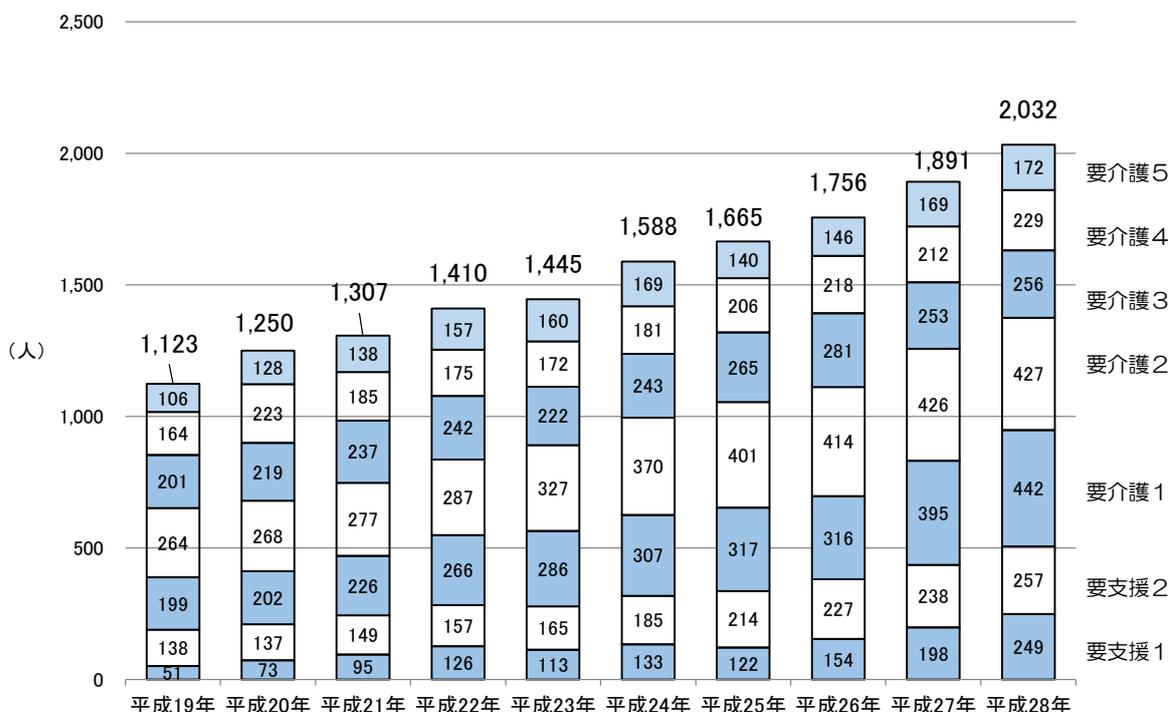


資料：福祉政策課 各年4月1日現在

要介護等の認定者

要介護等の認定者数は年々増加しており、平成28年では2,032人で、平成19年の1,123人と比べ、909人増加しています。

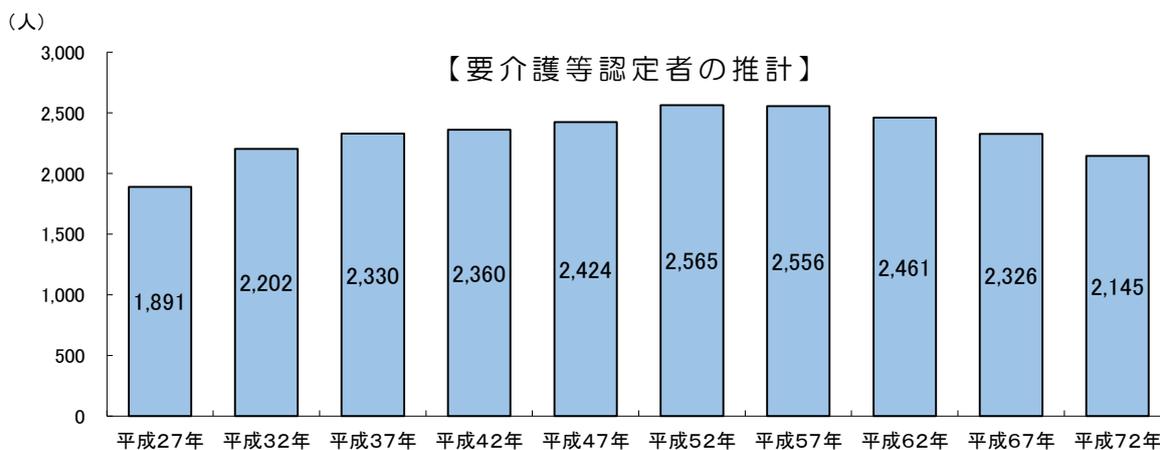
要介護度の区別では、平成28年で最も多い人数となっているのは、要介護1が442人で最も多く、次いで要介護2が427人と続いています。



資料：高齢者福祉課 各年4月1日現在

参考

市における65歳以上の高齢者人口に占める要介護等認定者の割合は、ここ数年11%で推移しています。今後の人口推計(76ページ)に基づいて、この割合で計算すると、高齢者人口の増加に伴い、平成52年に2,565人で最も増加することが見込まれます。



資料：割合に基づき福祉政策課作成

障害者手帳の交付者

障害者手帳の交付者数は年々増加しており、平成28年では2,558人で、平成19年の1,814人と比べ、744人増加しています。

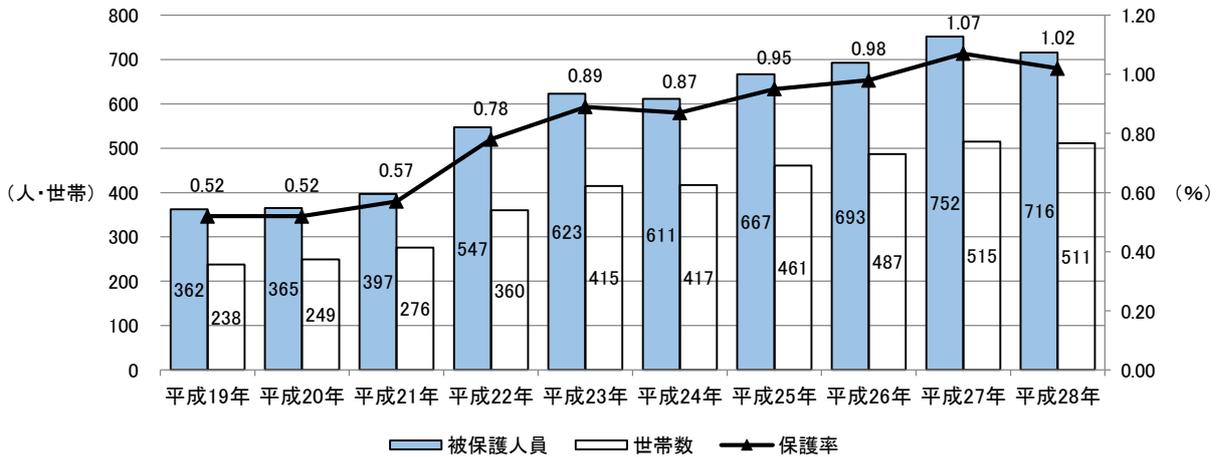
障害の区分別では、平成28年で最も多い人数となっているのは、身体障害者の1,776人で、次いで精神障害者が425人と続いています。



資料：障害者福祉課 各年4月1日現在

生活保護の支給者

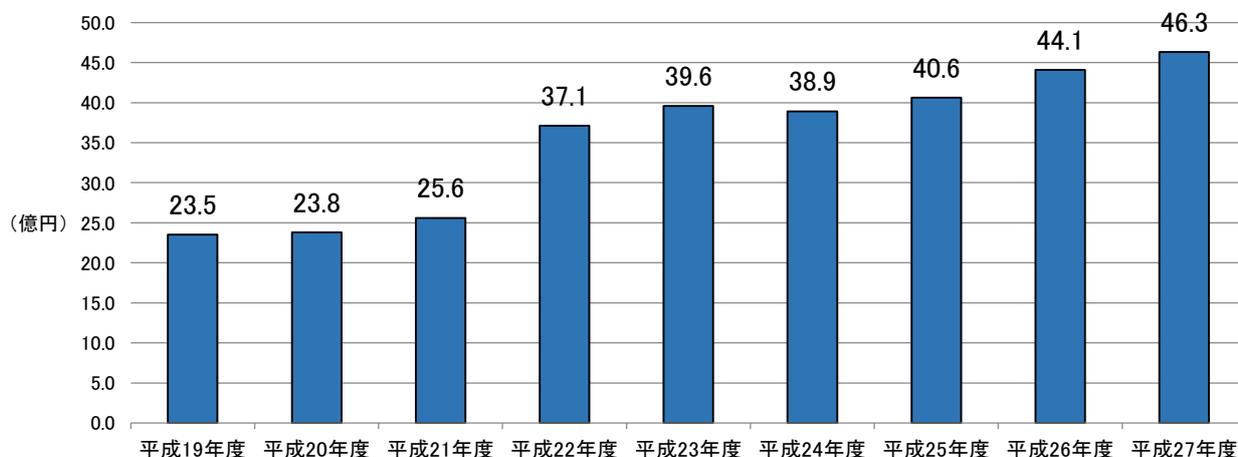
生活保護の支給者数は年々増加しており、平成28年では716人（511世帯）で、平成19年の362人（238世帯）と比べ、354人（273世帯）増加しています。



資料：福祉政策課 各年4月1日現在

扶助費の状況

市の歳出において、扶助費の増加は著しく、平成27年度では46億円を超える額であり、平成19年度の約24億円と比べると、22億円増加しています。



資料：福祉政策課

扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種法令に基づいて支給される経費や住民福祉の増進を図るために、市が単独で行う各種扶助に係る経費をいいます。

(3) 地域活動の状況

民生委員・児童委員

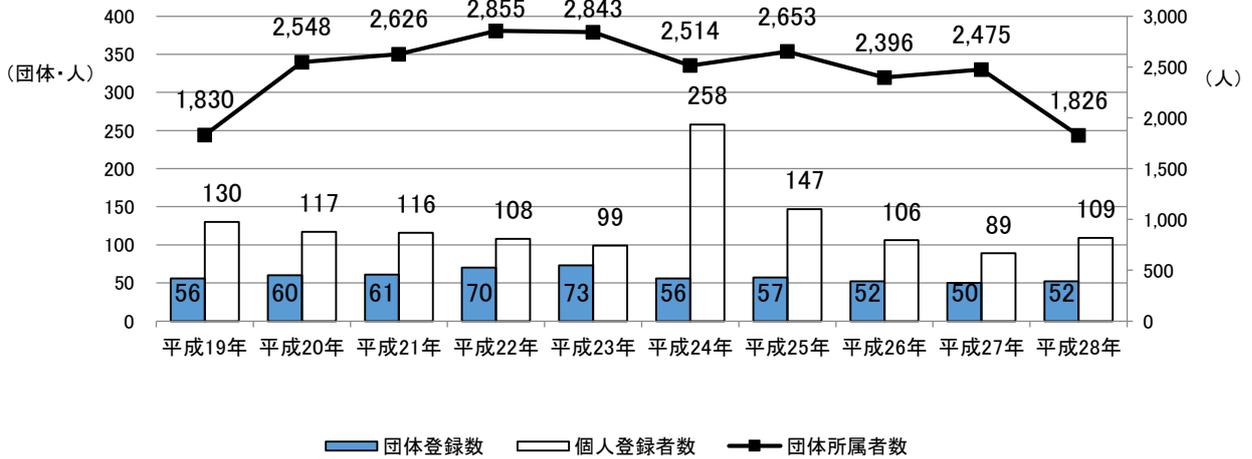
民生委員・児童委員（定数115人）の活動件数は年々増加しており、平成27年度では14,909件で、平成19年度の10,603件と比べ、4,306件増加しています。



資料：福祉政策課

ボランティア

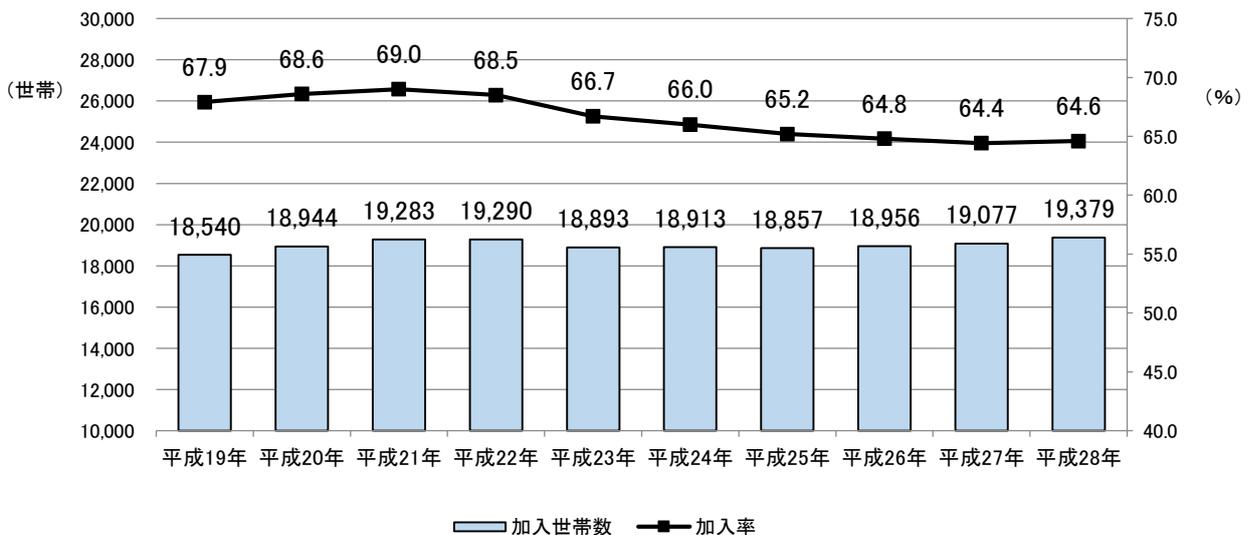
社会福祉協議会のボランティアの団体登録件数及び個人登録者数は増減を繰り返しており、平成28年の団体登録件数は52団体、個人登録者数は109人となっています。登録している団体の所属者数は、平成28年では1,826人で、平成19年の1,830人と比べ、4人減少しています。



資料：社会福祉協議会 各年4月1日現在

自治会

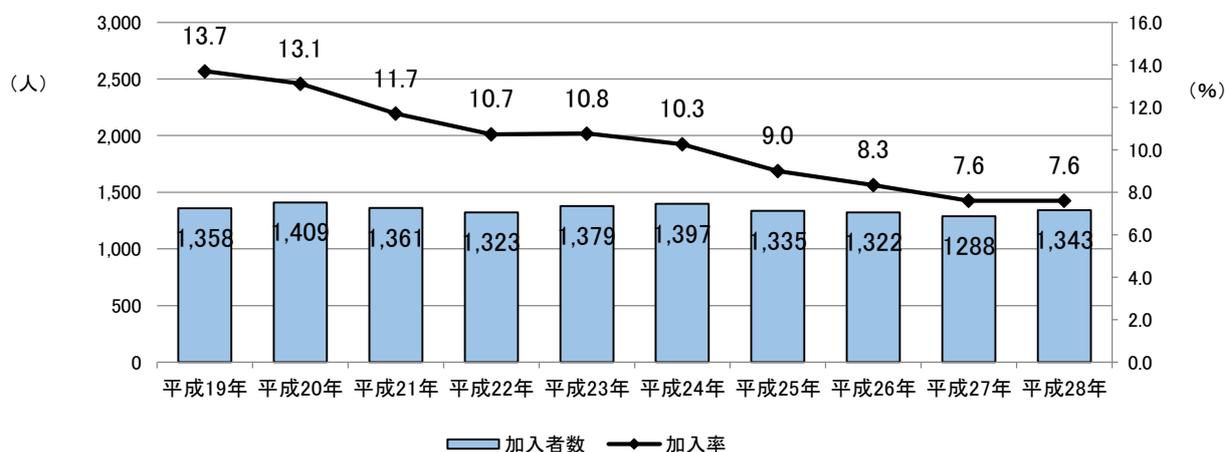
自治会の加入世帯数は、市の世帯数が増加している中で、増減を繰り返しており、平成28年の加入世帯数は19,379世帯（加入率64.6%）で、平成19年の18,540世帯（加入率67.9%）と比べ、839世帯増加（加入率は3.3%減少）しています。



資料：地域活動推進課 各年4月1日現在

老人クラブ

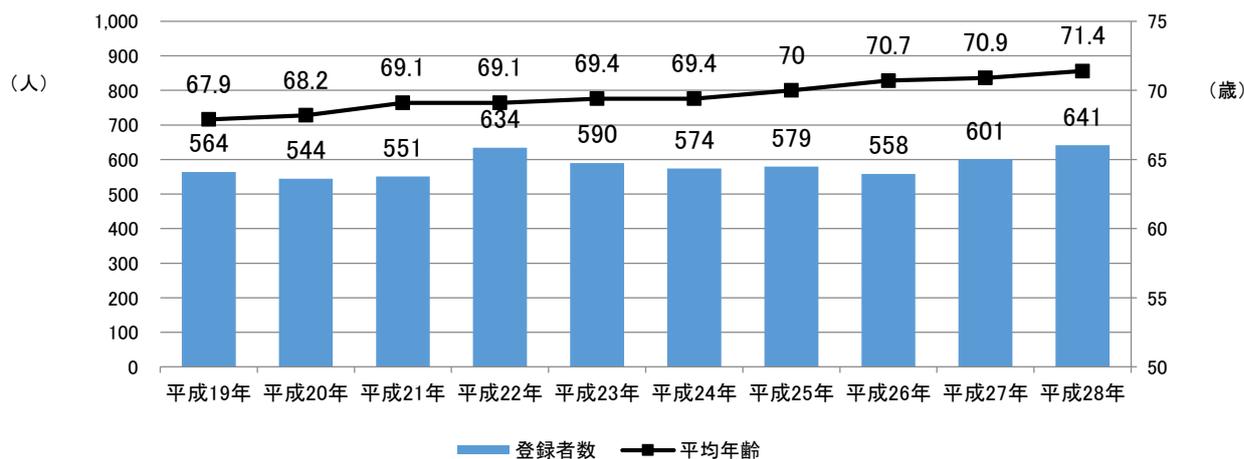
老人クラブの加入者数は、市の高齢者数が増加している中で、増減を繰り返しており、平成28年の加入者数は1,343人（加入率7.6%）で、平成19年の1,358人（加入率13.7%）と比べ、15人減少（加入率は6.1%減少）しています。



資料：高齢者福祉課 各年4月1日現在

シルバー人材センター

鶴ヶ島市シルバー人材センターの登録者数は、市の高齢者数が増加している中で、増減を繰り返しており、平成28年の登録者数は641人（平均年齢71.4歳）で、平成19年の564人（平均年齢67.9歳）と比べ、77人増加（平均年齢は3.5歳上昇）しています。



資料：鶴ヶ島市シルバー人材センター 各年4月1日現在

2 市民意識の動向

(1) 市民意識調査

ア 目的

市民の地域福祉に関する意識、実態等を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料とするために実施しました。

イ 調査の対象

15歳以上の市民2,000人を無作為に抽出しました。

ウ 調査期間

平成27年8月1日～8月17日

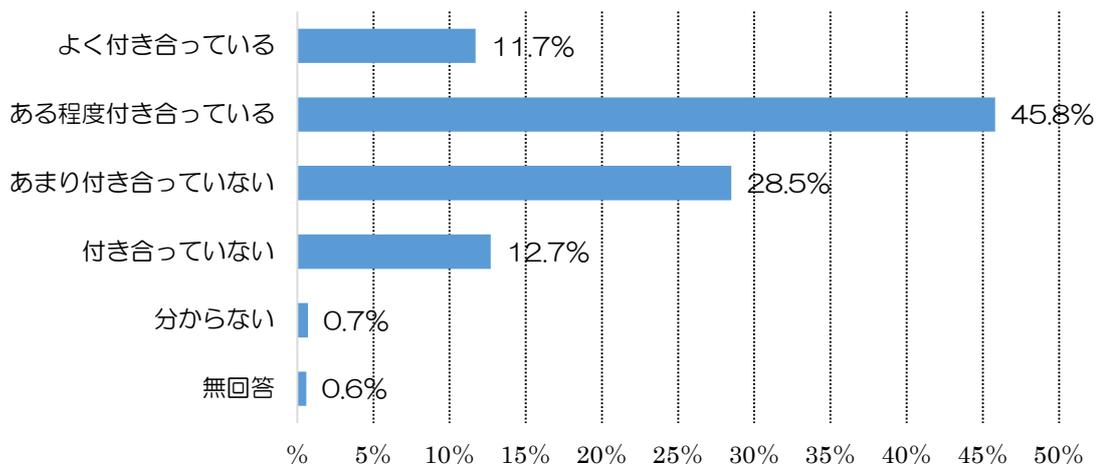
エ 回答数

1,085人（回答率54.2%）

オ 調査結果の概要

次ページ以降のとおり

問 あなたとご近所の方との交流は、どうですか。(1つに〇)

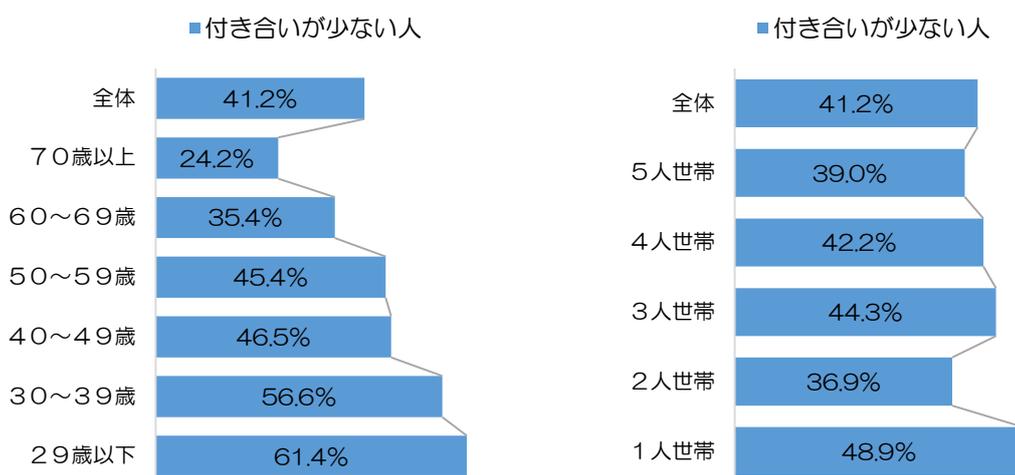


「ある程度付き合っている」との回答が45.8%で最も多く、次いで「あまり付き合っていない」が28.5%となっています。

「よく付き合っている」「ある程度付き合っている」を合わせた「付き合いがある」人は、全体の57.5%です。

一方、「あまり付き合っていない」「付き合っていない」を合わせた「付き合いが少ない」人は、全体の41.2%です。

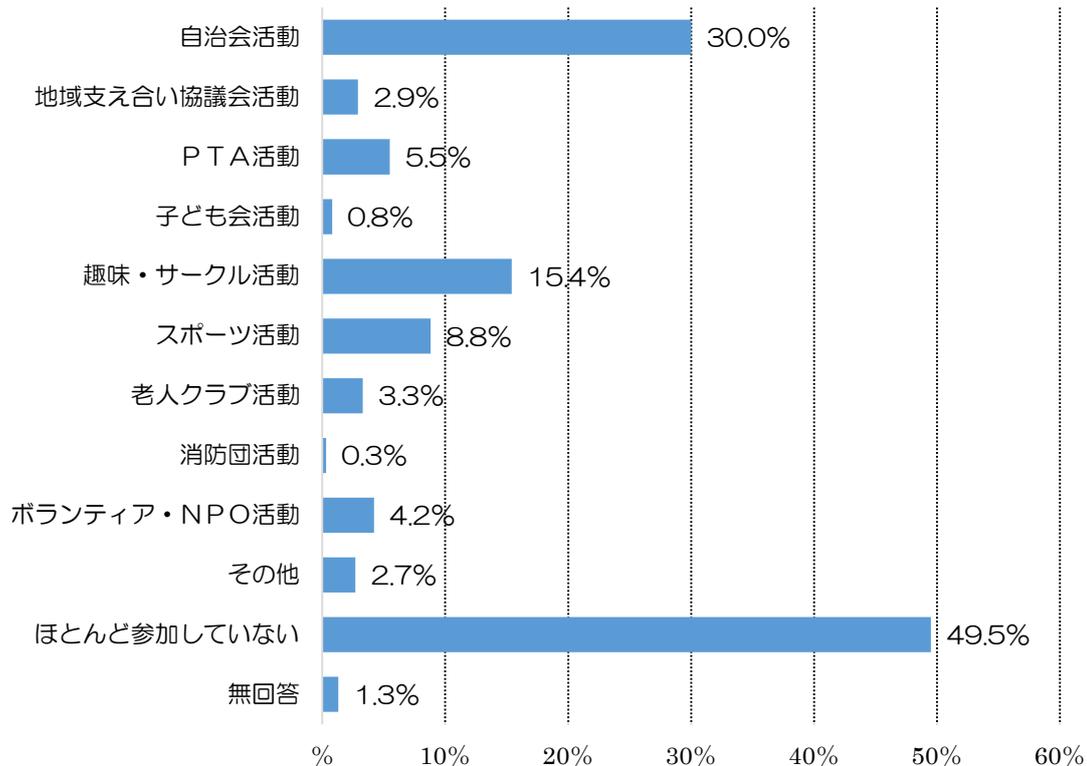
※ 「付き合いが少ない」人は・・・



年齢別の回答状況では、「付き合いが少ない人」の割合は29歳の人が高くなり、年齢が上がるとともに減少していく傾向にあります。

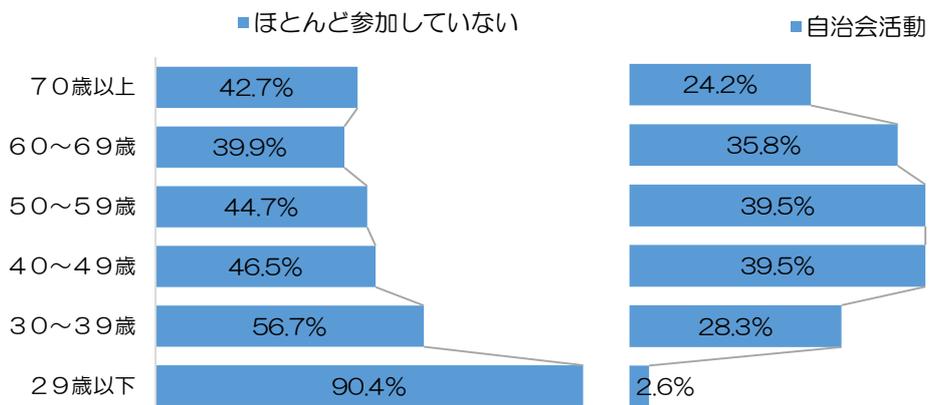
また、この「付き合いが少ない人」の世帯人数別の割合は、1人世帯の人の割合が最も高くなっています。

問 あなたは現在、地域でどのような活動に参加していますか。
 (あてはまるものすべてに○)



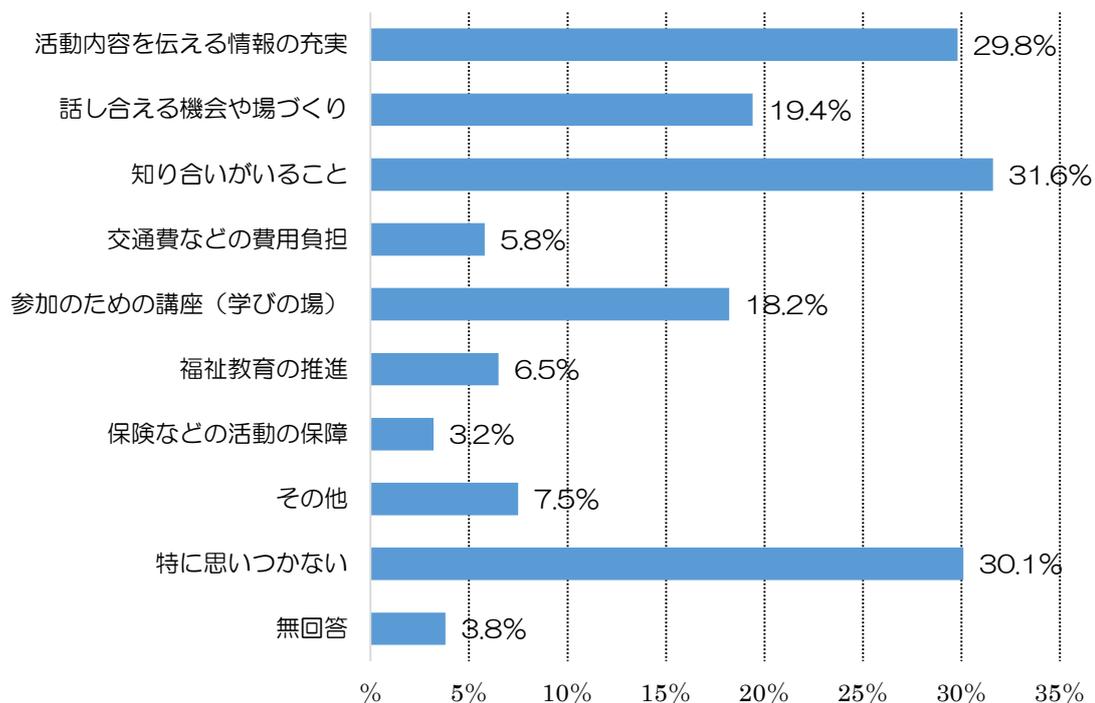
「ほとんど参加していない」との回答が49.5%で最も高く、次いで「自治会活動」が30.0%、「趣味・サークル活動」が15.4%、「スポーツ活動」が8.8%と続いています。

※ 「ほとんど参加していない」「自治会活動」と回答した人は・・・



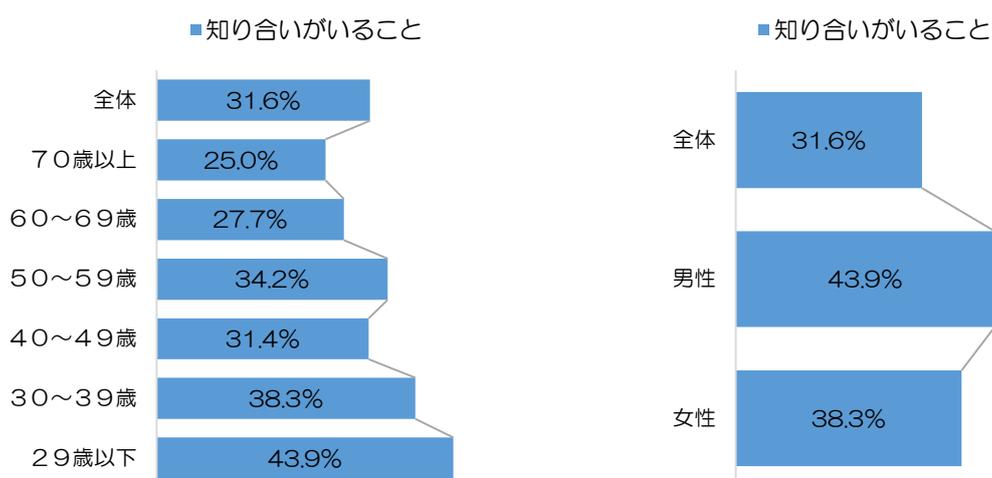
年齢別の回答状況では、「ほとんど参加していない」と回答した人の割合は29歳以下の人最も高く、「自治会活動」と回答した人の割合は40~49歳及び50~59歳が最も高くなっています。

問 あなたは、どのようなことがあれば地域活動に参加しやすくなりますか。
(あてはまるものすべてに○)



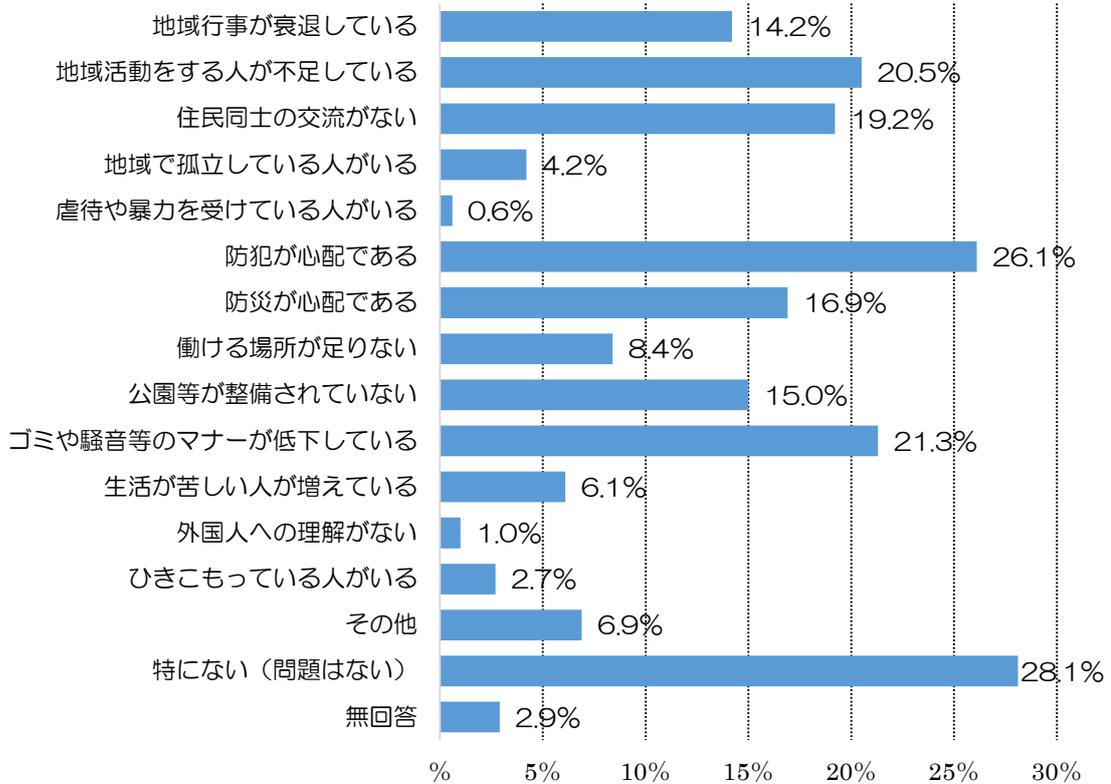
「知り合いがいること」が31.6%で最も高く、「活動内容を伝える情報の充実」が29.8%、「話し合える機会や場づくり」が19.4%と続いています。

※ 「知り合いがいること」と回答した人は・・・



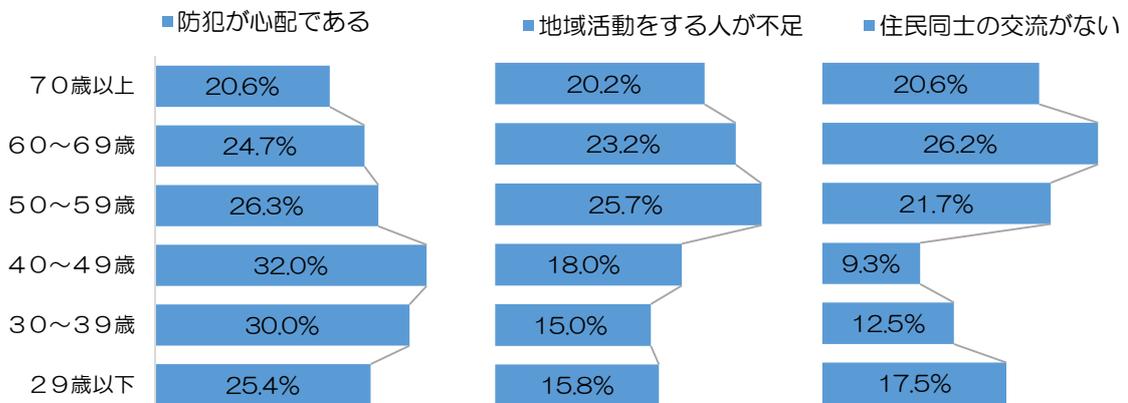
年齢別の回答状況では、「知り合いがいること」と回答した人の割合は29歳の人最も高く、性別の割合は、男性が女性よりも高くなっています。

問 あなたがお住まいの地域で、気になっていることはありますか。
 (あてはまるものすべてに○)



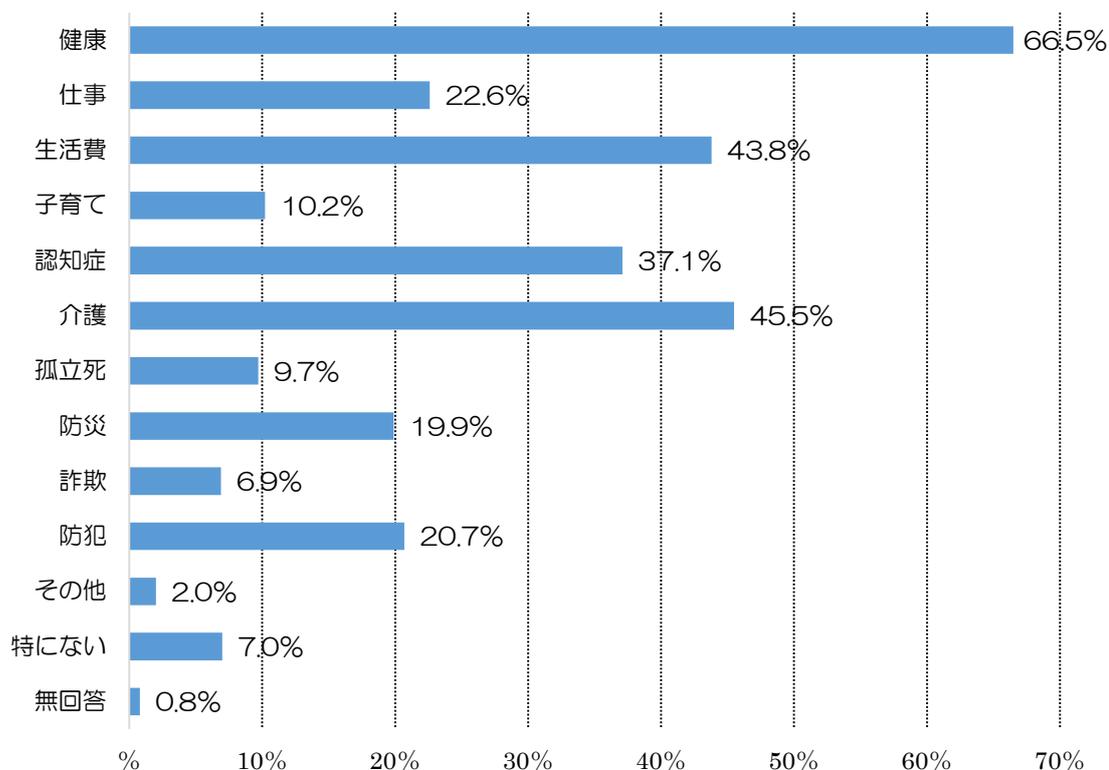
「特にない(問題はない)」との回答が28.1%で最も高く、次いで「防犯が心配である」が26.1%、「ゴミや騒音等のマナーが低下している」が21.3%、「地域活動をする人が不足している」が20.5%と続いています。

※ 「防犯が心配である」「地域活動をする人が不足している」「住民同士の交流がない」と回答した人は・・・



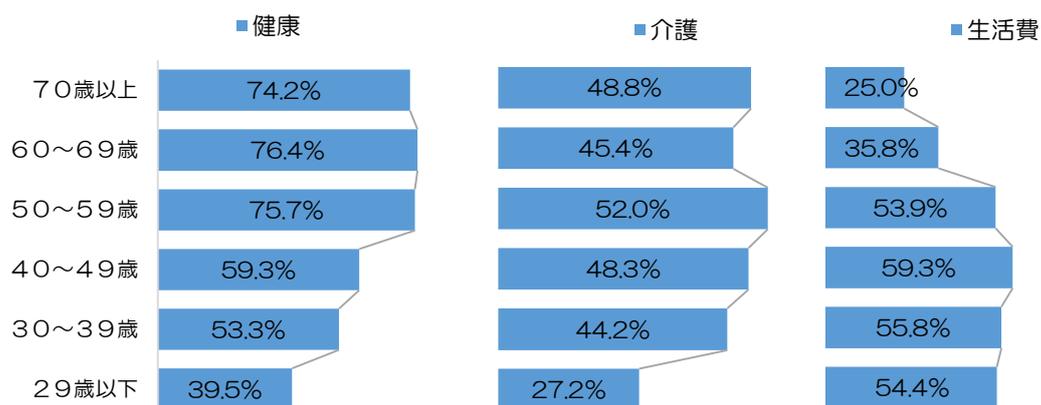
年齢別の回答状況では、「防犯が心配である」と回答した人の割合は40~49歳の人最も高く、「地域活動をする人が不足している」と回答した人の割合は50~59歳の人最も高く、「住民同士の交流がない」と回答した人の割合は60~69歳の人最も高くなっています。

問 あなたが、将来に向けて不安に思うことはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

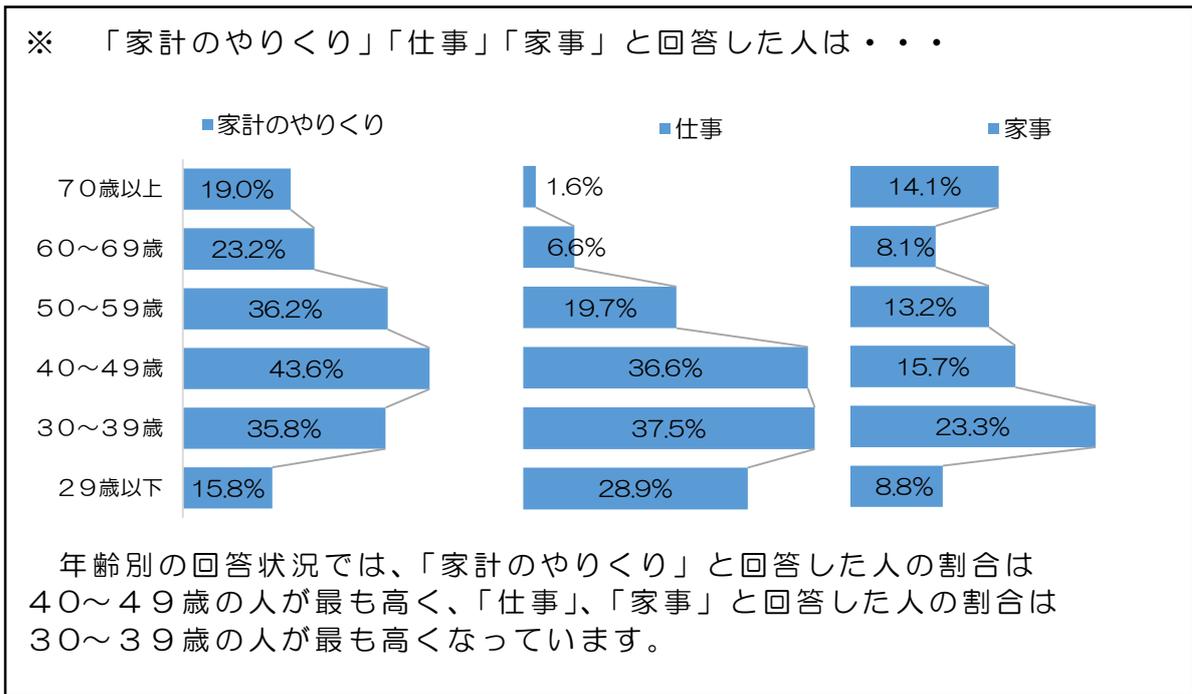
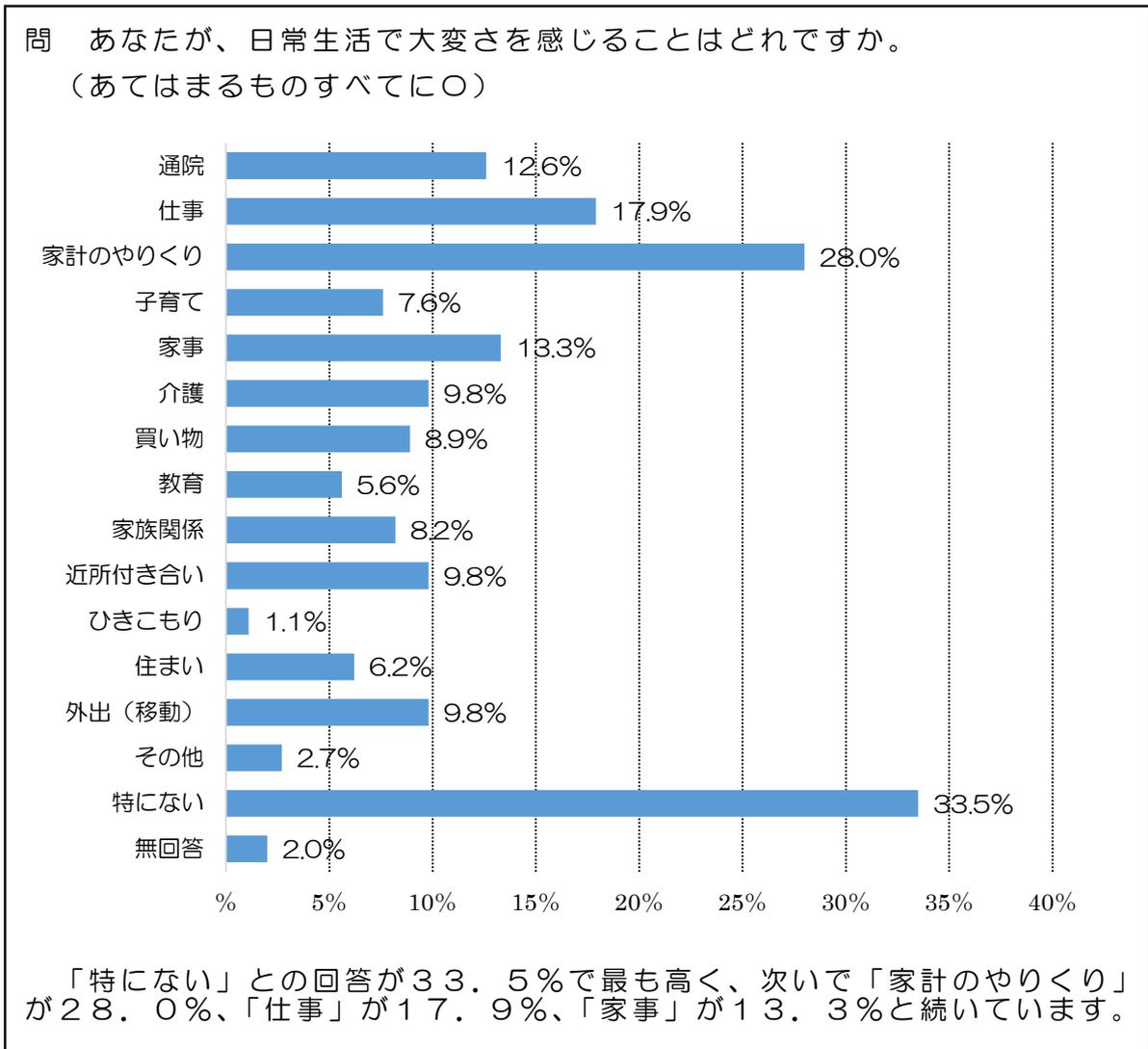


「健康」との回答が、66.5%で最も高く、次いで「介護」が45.5%、「生活費」が43.8%と続いています。

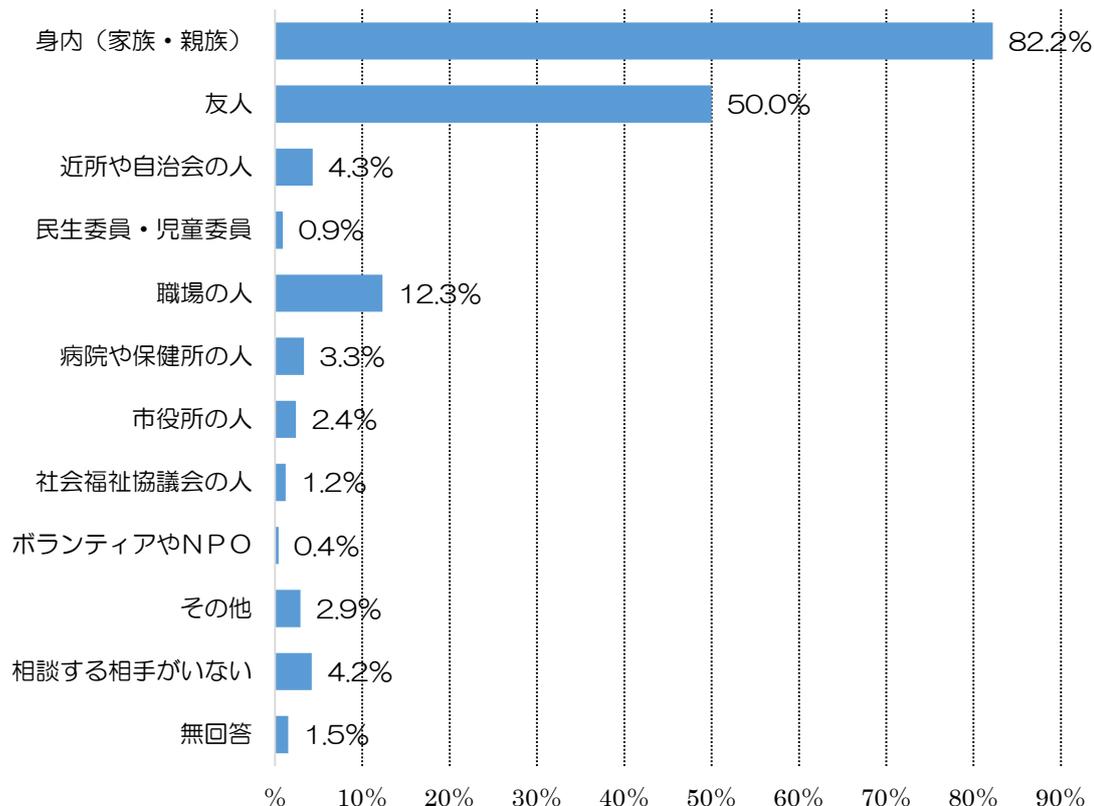
※ 「健康」「介護」「生活費」と回答した人は・・・



年齢別の回答状況では、「健康」と回答した人の割合は60～69歳の人が高くなり、「介護」と回答した人の割合は50～59歳の人が高くなり、「生活費」と回答した人の割合は40～49歳の人が高くなっています。

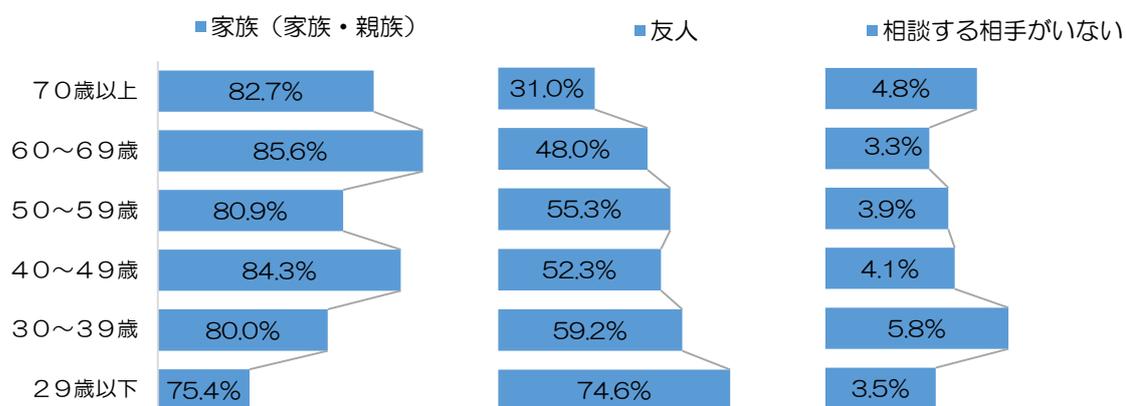


問 あなたは、普段、悩み事や困りごとを誰に相談しますか。
（あてはまるものすべてに○）



「身内」との回答が82.2%で最も高く、次いで「友人」が50.0%、「職場の人」が12.3%と続いています。
また、「相談する相手がない」との回答が4.2%となっています。

※ 「身内（家族・親族）」「友人」「相談する相手がない」と回答した人は・・・



年齢別の回答状況では、「家族（家族・親族）」と回答した人の割合は60～69歳の人最も高く、「友人」と回答した人の割合は29歳以下の人最も高く、「相談する相手がない」と回答した人の割合は大きな差がない状況になっています。

問 誰もが地域で幸せに暮らせるために、こんなことができたらというアイデアがありましたら、ご自由にお書きください。

意見（抜粋）

- お互いに助け合いの気持ちを持って接することが大切（ひと声掛け合う）
- 近所の人との交流やスポーツなどを楽しんでいる人と、引きこもっている人との差があるので、引きこもっている人をもう少し外に向けるようなシステムがあればと思う。
- 独居高齢者の孤立死を減らすために、独居高齢者の見守り活動を行う。
- 地域活動への参加を促し、人とのつながりを作ることが大切。
- 若い世代がもっと交流出来る場所を増やして、活躍する場があれば良い。
- 1人暮らしの人が家から出やすい工夫をしてほしい。
- 空き家を交流会やグループ活動で活用すると良い。
- お年寄りから生活の知恵を学ぶ場の設定など、年代を超えた人々の交流の場があると良い。
- 近所の方々に子どもたちの顔を知って頂くことは、防犯の上でも良い。
- 私の地域の自治会活動が素晴らしいが、市内のそれぞれの自治会で格差があるように思う。鶴ヶ島として全地域が良くなるようにしてほしい。
- 自治会未加入者にも、防災など色々な面で助け合う仕組みが必要。
- 誰もがいつでも出来るボランティア活動。昔ながらのお互い様、助け合いを復活させる。
- 大規模災害に備えて、自助、共助を高めるべきだと思う。
- 帰宅時間が遅い夜間時に歩いていると、一人では不安になる。
- 地域活動についての情報不足。もっと情報提供してほしい。
- 高齢者サービス等の利用が分かりやすくなると良い。
- 市民センターの利用について、もっとPRした方が良い。
- 市民に知識がないと、どこに相談すればいいのか分からない。
- 何でも相談出来る場があると良い。そこから各専門に紹介してもらおう。
- 日常生活でのトラブルを相談出来る窓口を作ると良い。トラブルが起きてもどこに相談すればいいか分からないことが多いので、迷ったらここに電話すれば大丈夫というような窓口が良いと思う。
- 一日でも長く健康でいられるために、たくさんの人と会話をしたり、ゲームをしたり、軽い体操、趣味を楽しむ、そんな場所があれば良い。

- 経験豊富な人材の活用がまだ少ない。リタイヤした人の持っている力を色々な場面で活用出来る場面を作ると良い。
- 寝たきり防止のため、高齢者こそ運動が必要と思う。
- 農家の高齢化で休耕地が目立つが、この場所を利用して、もっと体を動かすような機会が作れば良い。
- 運動場、公園などを高齢者が積極的に出向く環境づくりをして、多くの人利用するようになれば、健康増進につながると思う。
- 介護サービスの利用料が、一割負担でも、毎月の支払いに大変。介護経験者やボランティアの力を借りられる仕組みがあったら、助かる人が多いのではないかと思う。
- 児童館は、市民センターに併設されているため、安心して子どもを送り出せるので助かっている。もっと利用時間を長くしたり、学童と連携したりすることにより、規模を拡大してもらえると良い。
- 子どもを育てている女性が働きやすいようにしてほしい。
- パートもフルタイムも関係なく、働きたい女性が安心して子どもを預けることが出来るまちにしていきたい。
- 子どもを見守り、時には注意をし、誰もが母親、父親のような存在であると良い。
- 放課後に児童館で障害児の宿題を見てくれるボランティアがほしい(勉強の仕方を教えてもらいたい)
- 障害者のスポーツをする機会を作ってほしい。
- 子どもの学校や医療費負担が無くなれば、生活しやすくなる。
- 空き家(空き部屋)や公共の空き施設を利用して住民が集える場をもっと増やして行けたらいいと思う。
- 高齢者だが、病気になっても病院でなく自宅で医療を受けたいので、在宅医師を増やしてほしい。
- つるバス・つるワゴンの運行本数をもっと増やして、もっと利用しやすくしてほしい。
- 夫婦の2人世帯だが、独りになった時のことを考えると不安。出来る限り多く人と触れ合いを持ちたい。
- 要介護、認知症となる前に準備しておくべき事柄として、成年後見人、相続、遺言、財産管理、葬式、墓、保健、家財整理、エンディングノート、等々、手当てしておかないと心配なことが多い。市役所等が中心となって、各種講演会やセミナーをもっと開催すべきである。
- 道路整備をするのなら段差のない道にすべきである。

(2) 市民活動団体・事業者アンケート

ア 目的

市民活動団体及び事業者に対して、地域福祉に関する市民の意識、実態等を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料とするために実施しました。

イ 調査の対象

市内の244の市民活動団体及び事業者

市民活動団体	95団体		
事業者	149事業者	高齢者関係分野	63事業者
		障害者関係分野	52事業者
		子ども関係分野	31事業者
		その他（生活支援等）	3事業者

ウ 調査期間

平成27年8月1日～8月17日

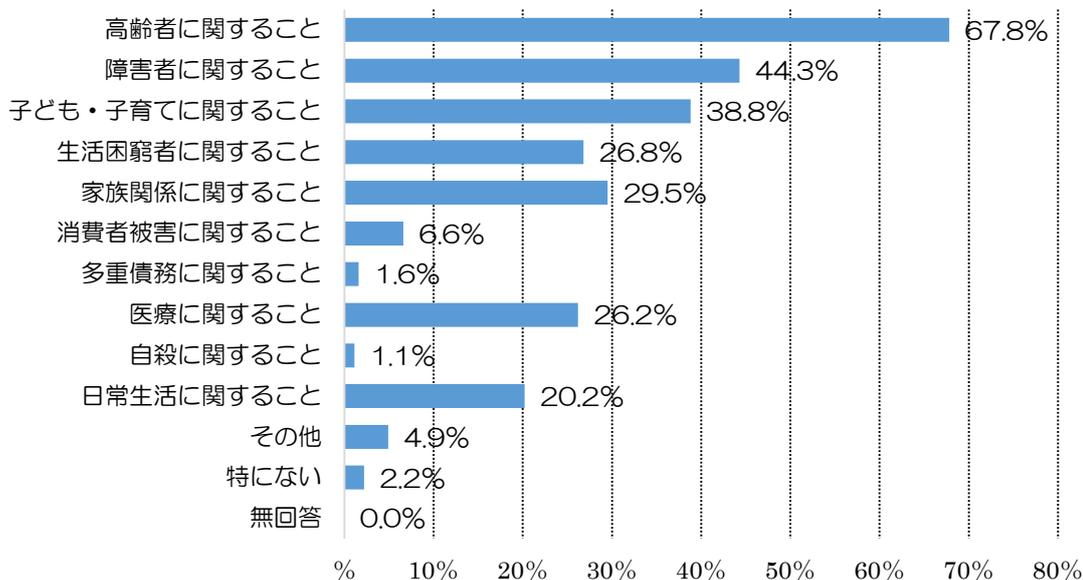
エ 回答数

183件（回答率75.0%）

オ アンケート結果の概要

次ページ以降のとおり

問 支援者として地域住民と関わる中で、最近気になる地域の問題や課題等がありますか。（あてはまるものすべてに○）



調査の対象に高齢者関係の事業者が多いことにもよりますが、「高齢者に関すること」が67.8%で最も高く、次いで「障害者に関すること」が44.3%、「子ども・子育てに関すること」が38.8%と続いています。

これらのほか、「生活困窮者に関すること」、「家族関係に関すること」、「医療に関すること」及び「日常生活に関すること」が20%台となっており、気になる課題や問題は多岐にわたっています。

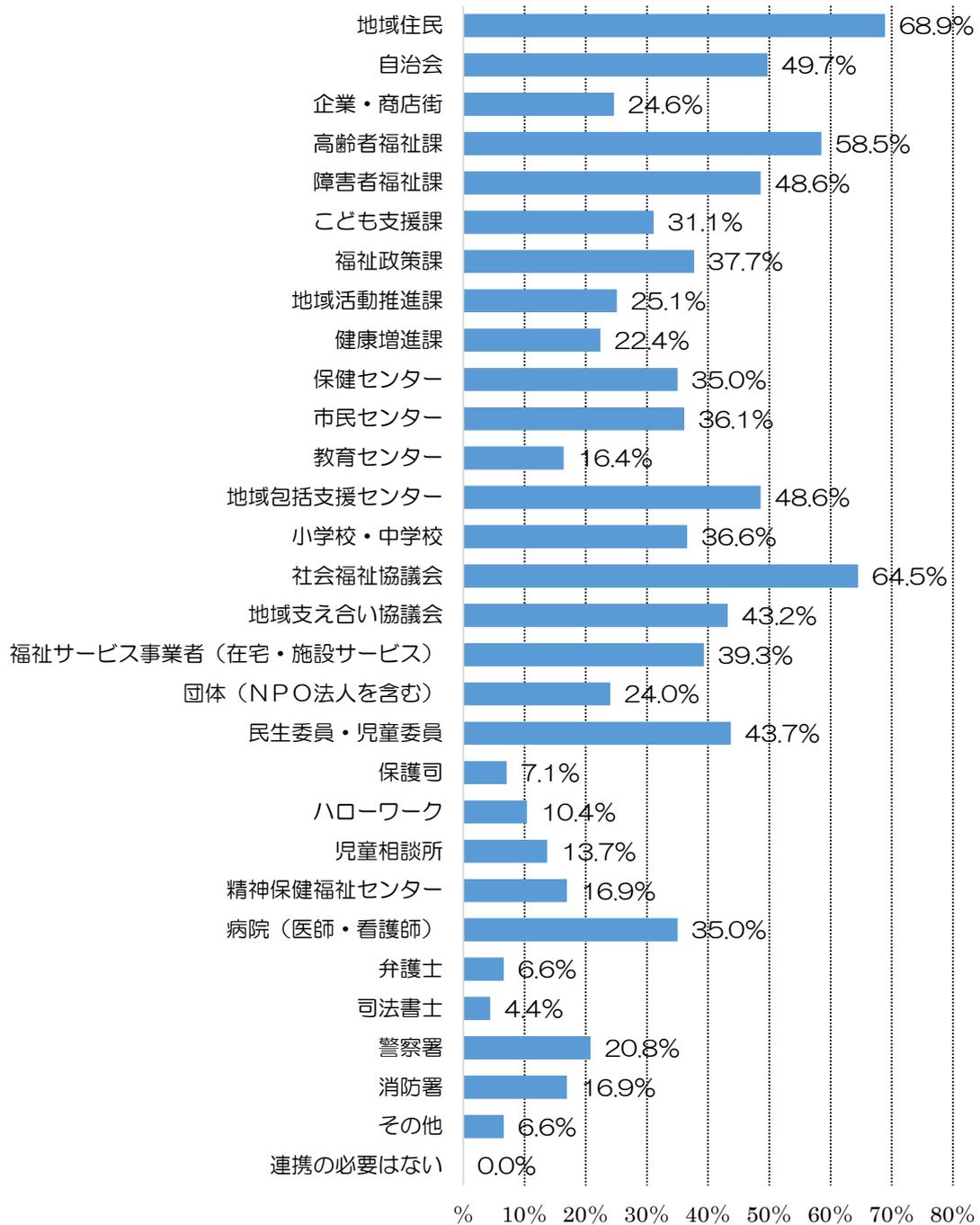
一つの世帯において、様々な課題や問題を抱えている場合も想定されます。

問 特に気になっている点を具体的にお書きください。

意見（抜粋）

- ・人とふれあえる場に出て行かない人がいる。
- ・体はある程度元気なのに、家に引きこもっているため、体力が落ちて様々な医療サービスや介護サービスを必要としてきている人がいる。
- ・高齢者で家族の援助が受けられず、家がゴミ屋敷化したり、必要な福祉サービスの申請が出来なくなったりする人がいる。
- ・小さな悩み事を深刻に考えている母親がいる。
- ・ニーズが多様化してきて、一団体だけでは対応できないケースがある。
- ・障害者を支えている家族が高齢になり、支えきれなくなっている。
- ・障害者や足の不自由な人が、エレベーターのない団地に住んでいる。今後家から出られなくなる人が多くなると思う。
- ・子どもが引きこもりで、自分は精神疾患のある高齢の女性がいる。
- ・要介護の親と障害者の子どもの世帯が多く、支援の調整が難しい。

問 地域生活を支援していくうえで、連携していきたいと思うところはどこですか。（あてはまるものすべてに○）



「地域住民」が68.9%で最も高く、次いで「社会福祉協議会」が64.5%、「高齢者福祉課」が58.5%と続いています。

これらのほか、「自治会」、「障害者福祉課」、「地域包括支援センター」「地域支え合い協議会」及び「民生委員・児童委員」が40%台となっています。

「連携の必要はない」と回答した市民活動団体・事業者はなく、市民活動団体・事業者は地域住民をはじめ、より多くの関係機関との連携を必要としています。

問 関係者や関係機関との連携を進めていくアイデアがありましたら、具体的に
お書きください。

意見（抜粋）

- ・定期的に複数の関係団体が交流する場を設定する。
- ・地域住民、自治会等、近隣に1人でも多くの協力者を配置し、こまめに訪問、温かい心で遠くから見守る。
- ・些細なことが大きな問題にならないよう、何でも相談に応じる機関（人）が身近にあると良い。その機関（人）が各専門機関につなぐ方式が良い。
- ・それぞれが、色々な形で見守り、支援していくことが大切。それぞれの活動は小さなものでも地域の中で1人でも多くの信頼できる大人と接することが、犯罪、事故、災害時等に大きな力になると思う。
- ・子どもに関する相談窓口も、高齢者に関する相談窓口も、それぞれがコーディネートして、色々な関係機関との連携が図れるようになると良い。
- ・個別の支援の中で、目に見えるチーム支援を積み重ねて、スキルアップと連携を図る。お互いの業務や役割を確認しあう。縦割りを出来るだけ減らせるような会議や協議会構成を行う。具体的に出来る取組から出来る人・機関で取り組んでいく。

問 公的なサービスで対応できないと感じている問題等について、お書きください。また、それに対して、こんなサービスがあれば良いというアイデアがありましたら、お書きください。

意見（抜粋）

公的なサービスで対応できないと感じている問題等	こんなサービスがあれば良いというアイデア
役職、自治会費等の関係で自治会に入らない高齢者がいる。災害時等を考えると心配。	自由参加のたまり場が多くあると良い。女性も男性も高齢者は人と話したい気持ちが強と思う。
高齢者等の買い物、日常の困り事等	買い物サポート、信頼できる業者の紹介等を行う気軽に相談できる窓口を設置する。
認知症のため、家族から外出禁止と言われ、自由に外出できなくなった人の対応。	話し相手。心のケアとして良いのではないか。介護ヘルパーでの対応は困難。
ゴミ屋敷化している高齢者宅で、片付けの依頼があったが、金銭的な余裕がなく、片付けが終わらない。	低額で受けられる片付けサービス等
身寄りがなく、経済的にも厳しい人の病院内介助	病院内の付き添いボランティア

問 今後、鶴ヶ島市が地域福祉施策を進めていくうえで望むことは何ですか。
問題点や課題とともにお書きください。

意見（抜粋）

- 高齢者が孤立しないために、隣近所の関係が築かれるよう、市が地域の潤滑油になってもらいたい。
- 行政に頼る仕組みでなく、市民同士、市民活動団体同士がつながれるようにしてほしい。
- 色々な福祉サービスがあることをそれぞれ困っている家庭に情報が伝わるようにして、利用してもらうようにすれば良い。そして、高齢者、障害者等で、自ら窓口にご相談しにくい人への対策が大事だと思う。
- 高齢者が増えていく中で、インフォーマルな社会資源が大きな役割を担っている。フォーマルとインフォーマルの社会資源の連携をより円滑にすることにより、サービスを必要とする人にとって、有効な選択肢が増えることになると思う。
- インフォーマルなサービスが数多く出来れば良い。介護保険でのサービスには限度があると思われる。
- 子育て、子ども支援のためのネットワークづくりをしながら、公的機関との連携を進め、それが将来的には高齢者の地域包括支援センターと同じような「子ども包括支援センター」になれば理想的だと思う。
- 交通の便が良くない地域には、つるバス・つるワゴンを走らせてほしい。出来れば運行本数を増やしてもらえると、福祉サービスの利用者が助かると思う。

(3) 地域福祉に関する意見交換会

ア 目的

市民活動団体及び事業者の地域福祉に関する市民の意識、実態等について、同じ福祉分野に属する各関係者が意見交換することにより、本市の実情を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料とするために実施しました。

イ 意見交換会実施日

平成27年11月11日～27日のうちの8日間（全9回）

市民活動団体の関係者	平成27年11月26日
	平成27年11月27日
高齢者関係事業の関係者	平成27年11月11日
	平成27年11月16日
障害者関係事業の関係者	平成27年11月17日
	平成27年11月25日
子ども関係事業の関係者	平成27年11月19日
	平成27年11月24日
地域支え合い協議会の関係者 （事務局長会議）	平成27年11月26日

ウ 出席者数

122人

市民活動団体の関係者	51人
（地域支え合い協議会の関係者を含む。）	
事業者	71人

エ 意見交換会の結果の概要

次ページ以降のとおり

市民活動団体の関係者の意見交換会（地域支え合い協議会の関係者を含む。）

意見（抜粋）

- 金銭的貧困だけでなく、心の貧困がある。これを取り除くには、話し相手等の誰かが寄り添う事が必要となる。行政に頼れない部分である。
- 片麻痺の方が家に閉じこもりがちになっていたが、手芸サロンを始めたところ、段々と元気になって外出するようになった。また、ひきこもりで仕事に行けなかった人が、就職して仕事に行くようになったケースもある。
- 個人が善意でやるのには限界がある。組織で地域の問題を解決していくために、地域支え合い協議会ができた。今後、多くの関係機関と連携しながら、セーフティネットを作っていく予定である。
- 地域の課題に対応するのは、行政だけではできない。市民の力や地域支え合い協議会の力が必要。
- 家庭における複合的な問題に対し、行政の窓口はバラバラ。その家庭の問題を全部対応する人が必要と感じている。
- 市役所の福祉相談窓口を一つにして、そこに行けば、様々な福祉の手続の流れを教えてもらえるようになれば良いと思う。
- 障害者に対して「やってあげます」というのは上から目線なので、「一緒にやりましょう」と言う人を育てていくことが重要。そういう仲間を増やして、人を育てていくと意思の疎通が出来るのではないか。
- 外国人との関係については、まず言葉の違いによる意思疎通の難しさがある。また、宗教や文化による生活の違いについて、日本人はなかなか理解できない。地域の人との理解が得られる機会があると良いと思う。
- 障害者は、他の人とのつながりがすごく少ない。地域において、差別なく参加する、支え合う場を作ることが必要である。
- 災害時になったら、お互いに声を掛け合うのが大切だと思う。自治会での交流を持っていくことが大切。
- 盲ろう者、視覚・聴覚障害者であり、知的障害、精神障害も併せ持つ人がいる。学校での様々な取組で、高齢者や障害者と交流をもち、その子どもが大きくなったときに支援者になる。子どもたちへの福祉教育はとても大切である。

高齢者関係事業の関係者の意見交換会

意見（抜粋）

- 家族関係が希薄な世帯、年金生活で引きこもりの子どもを抱える高齢者等の多問題を抱えている世帯が多い。
- 1つの課題があるのは、それだけで起きている訳ではない。例えば、生活困窮の人、その人のお金の部分だけをクリアすればいいのかということ、そうではない。色々な職種が連携していかなければいけない。
- 他市では、地域で体操ボランティア活動等について公民館等で実施しているようだ。そのような活動に事業者・団体も関われば良い。
- 介護サービスを受ける段階で私たちが関わるのでは遅い。普段から車椅子の操作方法の体験教室、料理教室等で関わっておくことが良い。
- 事業所が地域と交流するには、自治会や民生委員とのつながりが大切だと思う。
- 1人暮らしの高齢者、障害者手帳の所持者になれば、福祉サービスを案内できるが、そうでない人からの相談に対して困るケースがある。
- ゴミ出し、病院の付き添い、精神的な支えを地域支え合い協議会の助け合い隊にお願いしている。地域支え合い協議会の活動は非常にありがたい。地域支え合い協議会が市内全域に設立されると良いと思う。
- 災害対策は、人為的なマンパワーが大事。施設・法人を飛び越えたネットワーク作りが出来ればと思う。
- 介護保険サービスで対応できない部分を地域支え合い協議会にお願いしていて、とても助かっている。もっと地域支え合い協議会の事業を周知すれば、利用が増えると思う。
- グループホーム入居者の中には、会話をしたいが、他の入居者と会話出来ない人がいる。そのため、地域支え合い協議会から1人紹介してもらい、心の支えになっていただいた。
- 認知症の人が増えてきているのに、認知症の理解が広まっていない。
- 介護事業所では人材が不足しているため、地域支え合い協議会の助け合い隊等の通院、買い物等のサービスの充実を願う。
- 災害時の安否確認はどこまで出来るのだろうかと感じている。
- 日頃から散歩、縁側カフェ等で地域の人とある程度顔見知りになっている。何かあったら民生委員に連絡をとるようにしている。

障害者関係事業の関係者の意見交換会

意見（抜粋）

- 地域支え合い協議会等の組織があっても知らない人が多い。どのように福祉の情報を広めるかが一つの課題だと思う。インフォーマル・フォーマルなサービスの充実も大切。また、当事者に一番近い立場の事業所の人たちがネットワークの中に入り、情報を共有する必要がある。
- 障害児の場合では、学校、事業所等のネットワークがもっと充実しないと支え合うことは出来ない。関係者同士が、日常的に情報交換し、サービス提供を助け合えるようになれば良いと思う。
- 通所支援事業で畑作業をしているので、地域の自治会長に農業指導をしてもらっている。民生委員との連携については、重要と考えているが、実際連携はうまく取れていない。
- 鶴ヶ島市は他市と比べて、何かと市に頼る傾向が強い地域と思う。市が何かと抱えてしまうと、市は身動きが取れなくなってしまうと思う。
- 利用者には、事業所での問題と家庭での問題と色々抱えている人がたくさんいる。
- 他市では、事業所が集まって運動会や音楽祭を開いている。鶴ヶ島市はそのような事業が少ない。実施すれば、もっとつながりが出来ると思う。
- 事業所内の解決出来ない問題等が出てきたときに、全く知らない事業所には相談しづらいので、普段からの関係機関とのつながっておくことは重要である。そのため、交流会などに出来る限り参加し、ネットワークを大事にしている。
- 地域に障害のある人がどの位いるのか分からない。地域に住んでいる人がもっと深く関わっていくと、多くの困りごとが分かるのだろうと思う。
- 市の委託業務は、一法人では難しいと思うので複数の法人で協力して出来ると良い。事業者間のネットワークも出来るし、事業者が外で活動すると地域にも受け込めるかなと思う。
- 少しの障害の程度の差によって、障害年金が受給できない人がいる。生活のために一般就労するが、1か月で辞めてしまう。就労先の理解が必要だと思う。
- 障害者は、経済的な部分で地域から孤立する傾向がある。民生委員、自治会、事業所等で考えていくことが必要だと思う。

子ども関係事業の関係者の意見交換会

意見（抜粋）

- 子どもと地元の農家との畑作業、高齢者デイサービス利用者との交流、運動会等の行事で地域の人たちと交流している。また、子どもの異変に気づくと市、民生委員・児童委員等と連携が必要になるので、普段から深い関係を築いていけたら子どもたちのために良いと思う。
- 子どもは、高齢者、障害者等多くの人とふれあうことで、優しさや思いやり等が身に付く。高齢者も涙して喜ぶ人もいる。子どもたちにとっても、高齢者にとっても良いと思う。
- 幼稚園の子どもたちは色々な地域から来ているため、小学校区の子どもたちをみんなで見守ろう、支えようという地域とのつながりが低い。そのため、今のところ地域支え合い協議会等との連携はない。
- 子育て支援に関わってきたが、昔と比べて制度が充実してきている。気軽に集まれる場所がもっと増えれば、情報交換がもっとできると思う。
- 職員が、施設に来る子どもと接していると、食べるものに困っている家庭があることが分かる。そのため、こども支援課と連携することがある。
- 意見交換会にて意見のあった事項は、事業所においても今後検討していきたいと思う。
- 地域の人と仲良くなりながら、専門機関の発達支援センター、幼稚園、保育所等と連携をとり、その子の発達援助を手伝えたらと思う。
- 障害児を抱えた家庭では、特に母子・父子家庭の場合、大変な生活状況であると思う。貧困問題、虐待等もそこに加わる場合もある。地域や関係機関とのネットワークや連携がどうしても必要である。
- 事業所を利用する多動の子どもが、職員が目を離した隙に出て行ってしまい、地域の人に迷惑を掛けてしまうことがある。地域の人との理解があるのとないのとではかなり違う。
- 事業所のイベントでは、子どもたちも高齢者と接する機会を楽しみにしている。お菓子を作ったりしながら交流を深めている。
- いじめ問題、家庭におけるネグレクト問題等は、なるべく関係機関に連絡するようにしているが、個人情報の壁があるため、難しいものもある。そのため、情報の共有は、難しく感じている。

3 計画策定の経過等

(1) 関係法令

① 社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

② 鶴ヶ島市地域福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第1条に規定する地域福祉を推進するため、鶴ヶ島市地域福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画(次号において「地域福祉計画」という。)の策定及び変更に関する事項

(2) 地域福祉計画の進行管理に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 市内において法第2条に規定する社会福祉事業に従事する者

(3) 市内において地域福祉に関する活動を行う者

(4) 地域福祉に関し学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の諮問に対する答申の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議への出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

③ 鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)会長の諮問に応じ、鶴ヶ島市における地域福祉を計画的、効果的にすすめるための地域福祉活動計画を策定するため、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を鶴ヶ島市地域福祉審議会と共同で設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、地域福祉に関し識見を有する者、福祉関係者、地域住民のうちから協議会会長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するまでの期間とする。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、特定事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する部会長及び委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

④ 鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議等設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議(以下「庁内調整会議」という。)及び鶴ヶ島市地域福祉計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(庁内調整会議の所掌事務)

第2条 庁内調整会議は、次の事項を所掌する。

(1) 地域福祉計画の策定に係る関係行政部門間の課題及び施策の連携推進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(庁内調整会議の構成)

第3条 庁内調整会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 庁内調整会議の代表は副市長がこれに当たり、健康福祉部長がその補佐を務めるものとする。

(庁内調整会議の会議)

第4条 庁内調整会議の会議は、代表が招集する。

2 庁内調整会議の代表は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 代表の補佐を務める者は、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

4 代表は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(ワーキンググループの所掌事務)

第5条 ワーキンググループは、庁内調整会議の下で、次の事項を所掌する。

(1) 地域福祉計画の策定に係る資料

収集、調査及び検討に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、庁内

調整会議が必要と認める事項

(ワーキンググループの構成)

第6条 ワーキンググループは、庁内調整会議が指名する職にある者をもって構成する。

(任期)

第7条 庁内調整会議及びワーキンググループを構成する者の任期は、地域福祉計画の策定までとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内調整会議及びワーキンググループの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月6日から施行する。

附 則(平成27年3月30日市長決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

副市長

総合政策部長

総務部長

市民生活部長

健康福祉部長

健康福祉部参事

都市整備部長

教育部長

教育部参事

(2) 名簿

① 鶴ヶ島市地域福祉審議会・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

(50音順・敬称略)

新井 明彦	(あらい あきひこ)	
市川 由利子	(いちかわ ゆりこ)	
小林 和之	(こばやし かずゆき)	
杉原 行雄	(すぎはら ゆきお)	副会長
相馬 武典	(そうま たけのり)	
武田 和子	(たけだ かずこ)	
榛原 崇之	(はいばら たかゆき)	
林田 俊一	(はやしだ しゅんいち)	会長
菱沼 幹男	(ひしぬま みきお)	
町田 弘之	(まちだ ひろゆき)	
森田 一幸	(もりた かずゆき)	
森田 晴美	(もりた はるみ)	
吉野 和子	(よしの かずこ)	

② 鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議

副市長	高山次郎 (平成28年3月31日まで) 和田公雄 (平成28年4月1日から)
総合政策部長	新井順一
総務部長	中島啓善
市民生活部長	山田祐之 (平成28年3月31日まで) 柏俣昌実 (平成28年4月1日から)
健康福祉部長	三村勝芳
健康福祉部参事	平井教子 (平成27年12月31日まで) 石島洋志 (平成28年1月1日から)
都市整備部長	有路直樹 (平成28年3月31日まで) 有隅 栄 (平成28年4月1日から)
教育部長	細川 滋
教育部参事	串田 功 (平成28年3月31日まで) 横山武仁 (平成28年4月1日から)

(3) 諮問書

鶴 福 第 1 4 2 号

平成 2 7 年 5 月 1 5 日

鶴ヶ島市地域福祉審議会 会長 様

鶴ヶ島市長 藤 縄 善 朗

第 2 次鶴ヶ島市地域福祉計画の策定について（諮問）

社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 7 条の規定による地域福祉計画を策定することについて、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

第 2 次鶴ヶ島市地域福祉計画の策定について

2 諮問理由

少子高齢化、核家族化等により地域社会がますます変化していくなか、平成 1 9 年に地域福祉を推進するための指針として、第 1 次鶴ヶ島市地域福祉計画を策定しました。

現在、自治会、地域支え合い協議会、地域福祉団体等の市民等が積極的に地域福祉の推進に取り組んでいます。

現計画が、平成 2 8 年度をもって終了するため、平成 2 9 年度から 5 年間を計画期間とする第 2 次鶴ヶ島市地域福祉計画の策定を予定しています。

つきましては、本市の現状及び課題を踏まえ、第 2 次鶴ヶ島市地域福祉計画が次のような計画になるよう審議し、答申していただきますようお願いいたします。

- (1) 地域福祉を推進する役割を明確にする計画
- (2) 市民等からの意見を反映させた計画
- (3) 市民が理解しやすい計画
- (4) 目標の共有を図る計画

鶴社協 第 127号
平成27年5月28日

鶴ヶ島市地域福祉活動計画策定委員会委員長 様

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会
会 長 成 瀬 宥 一

第2次鶴ヶ島市地域福祉活動計画の策定について（諮問）

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第2次鶴ヶ島市地域福祉計画の策定について

2 諮問理由

少子高齢化、核家族化等により地域社会がますます変化していくなか、平成7年度に第1次地域福祉活動計画を策定しました。

その後から現在まで、自治会、地域支え合い協議会、ボランティア・市民活動団体、地域福祉団体等の市民等が積極的に地域福祉の推進に取り組んでいます。また、社会福祉協議会でも、小地域活動のあり方検討委員会及び小地域活動推進委員会を設置し、地域福祉推進方策について検討を重ねています。

平成29年度から5年間を計画期間とする第2次鶴ヶ島市地域福祉計画の策定に併せ、第2次地域福祉活動計画策定を予定しています。

つきましては、本市の現状及び課題を踏まえ、第2次鶴ヶ島市地域福祉活動計画が次のような計画になるよう審議し、答申していただきますようお願いいたします。

- (1) 地域福祉を推進する役割を明確にする計画
- (2) 市民等からの意見を反映させた計画
- (3) 市民が理解しやすい計画
- (4) 目標の共有を図る計画

(4) 答申

平成29年2月22日

鶴ヶ島市長 藤 縄 善 朗 様

鶴ヶ島市地域福祉審議会
会長 林 田 俊 一

第2次鶴ヶ島市地域福祉計画の策定について（答申）

平成27年5月15日付け鶴福第142号で諮問のありました標記の件について、本審議会においてこれまで9回にわたる会議を開催し、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会
会 長 成 瀬 宥 一 様

鶴ヶ島市地域福祉活動計画策定委員会
委 員 長 林 田 俊 一

第 2 次鶴ヶ島市地域福祉活動計画の策定について（答申）

平成 2 7 年 5 月 2 8 日付け鶴社協第 1 2 7 号で諮問のありました標記の件について、本委員会においてこれまで 9 回にわたる会議を開催し、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

(5) 経過

期 日	内 容
平成27年5月29日	委嘱状交付式 第1回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会
平成27年6月18日	第1回地域福祉計画策定庁内調整会議
平成27年6月23日	第2回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会
平成27年8月1日～ 17日	市民意識調査 市民活動団体・事業者アンケート
平成27年10月30日	第3回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会
平成27年11月10日	第2回地域福祉計画策定庁内調整会議
平成27年11月11日	意見交換会（高齢者関係事業の関係者）
平成27年11月16日	意見交換会（高齢者関係事業の関係者）
平成27年11月17日	意見交換会（障害者関係事業の関係者）
平成27年11月19日	意見交換会（子ども関係事業の関係者）
平成27年11月24日	意見交換会（子ども関係事業の関係者）
平成27年11月25日	意見交換会（障害者関係事業の関係者）
平成27年11月26日	意見交換会（市民活動団体の関係者） 意見交換会（地域支え合い協議会の関係者）
平成27年11月27日	意見交換会（市民活動団体の関係者）
平成27年12月4日	第4回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会
平成28年1月22日	第3回地域福祉計画策定庁内調整会議
平成28年1月28日	地域福祉研修会（委員、職員等）
平成28年2月5日	第5回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会
平成28年3月17日	地域福祉に関する講演会（市民活動団体・事業者等）
平成28年3月17日	第6回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会
平成28年3月23日	地域福祉に関する講演会（市民活動団体・事業者等）
平成28年7月20日	第4回地域福祉計画策定庁内調整会議
平成28年8月2日	第7回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会
平成28年10月11日 ～11月11日	市民コメントの実施
平成28年12月22日	第8回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会
平成29年2月13日	第5回地域福祉計画策定庁内調整会議
平成29年2月22日	第9回地域福祉審議会及び地域福祉活動計画策定委員会

用語の説明

【あ】

- 青色防犯パトロール**…………… 8、27、35 ページ
 自動車に青色回転灯を装備して、専ら地域の防犯のために自主的に行うパトロール。一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止され、警察本部長から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、青色回転灯の装備が認められている。
- あんしんサポートねっと**…………… 58 ページ
 判断能力に不安がある人などが安心して生活が送れるよう定期的な訪問を行い、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を支援する社会福祉協議会の事業
- インフォーマル**…………… 22、34、39、48 ページ
 インフォーマルサービス・インフォーマルケア。介護や医療などで、公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス・フォーマルケア）以外の支援のこと。家族や近隣、友人、ボランティアなどの制度に基づかない援助など→フォーマル
- エスコートゾーン**…………… 8 ページ
 視覚障害者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された設備で、横断歩道の中央部に点状の突起によりラインをつけているもの
- N P O**…………… 7、23、36、46、69 ページ
 「Non-Profit Organization」の略、（民間）非営利組織という。特定非営利活動促進法により医療、福祉、環境、文化、まちづくりなどの分野で、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動し、認証を受けた団体を特定非営利活動法人（N P O 法人）という。

【か】

- 介護予防ケアマネジメント**…………… 28 ページ
 要支援者または介護予防・日常生活支援総合事業対象者が同事業のサービスを利用するのにあたって地域包括支援センターが行うケアマネジメント（①一次アセスメント ②介護予防ケアプランの作成 ③サービス提供後の再アセスメント ④事業評価）
- 共助**…………… 2、22、27、29、35、36、42、43 ページ
 ①隣近所や自治会などの小さな地域コミュニティ単位で、互いに力を合わせて助け合うこと＝互助 ②医療保険や介護保険等の社会保険を介して提供されるサービス
 →「自助」、「互助」、「公助」
- 共生社会**…………… 22、27、63 ページ
 これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

- 共同募金運動**…………… 38 ページ
赤い羽根共同募金：社会が大きく変化する中で、様々な地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、自分の町を良くするための募金活動
- ケアマネジメント**…………… 23、24、25、28 ページ
援助を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源、サービスなどの提供を調整し、継続的に援助を行い、ニーズを満たすようにする方法をいう。
- ケアマネジャー**…………… 23 ページ
介護支援専門員。利用者の人権に対する配慮とニーズ把握およびアセスメント（評価・査定）を行い、介護保険制度におけるケアプランの策定やその評価を行う。
- 健康寿命**…………… 68 ページ
埼玉県において定義している「65歳に達した市民が健康で自立した生活を送る期間」を指し、具体的には「要介護2」以上になるまでの期間。
- 権利擁護支援センター**…………… 8、10 ページ
生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助や「法人後見」などを行っている社会福祉協議会が設置・運営している機関
- ゲートキーパー**…………… 51 ページ
自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。研修を受けた医師、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、民生委員、各種相談窓口担当者などの分野の人材
- 公助**…………… 2、22、27、29 ページ
自助・互助・共助では十分な対応ができない場合に主に税負担により提供されるサービス
→「自助」、「互助」、「共助」
- 互助**…………… 22 ページ
隣近所や自治会などの小さな地域コミュニティ単位で互いに力を合わせて助け合うこと
→「自助」、「共助」、「公助」
- コミュニティ協議会**…………… 6、35 ページ
鶴ヶ島市コミュニティ協議会：市内の自治会長を会員とし、自治会の発展やコミュニティ活動の促進を目的として活動している団体。自治会長の情報交換の場の提供や自治会活動に必要な備品の貸出しなど、単独の自治会では取組むことが難しい事業を行う。
- コミュニティソーシャルワーク**…………… 15、25 ページ
高齢者や障害のある人、子ども等の属性や分野に関係なく、支援を必要とする人を含めた全ての市民が、必要な相談に応じられ、必要な支援に結びつけられ、地域や地域の人とのつながりを持ちながら、地域社会の中で問題を解決していく取組み

- 孤立死**…………… 26、50 ページ
 地域で亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数を経過してから発見される状況（平成24年5月11日社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- コーディネーター**…………… 23、32、35 ページ
 （まちづくりのための）コーディネーター：市民、市民活動団体等の地域で活動する様々な主体や活動を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる者
 →生活支援コーディネーター

【さ】

- 彩の国あんしんセーフティネット事業**…………… 49 ページ
 埼玉県内の社会福祉法人が協働して行う社会貢献活動。既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の福祉課題に対応するために、相談支援事業を実施し、逼迫した状況にある場合には経済的援助（現物給付）を行う。
- サロン**…………… 6、31、33、36、38、51、54、61 ページ
 本来「客間」の意味のフランス語。地域で高齢者や障害者、子育て中の人などが、生きがいや健康づくり、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場です。地域での交流や関心を深め、支え合いを育む地域づくりを目指します。高齢者サロン、子育てサロンなど
- 視覚障害者誘導用ブロック**…………… 8 ページ
 視覚障害のある人が安全に歩きやすいよう歩道、駅舎、建築物の床などに敷設された点状又は線状の突起のあるブロック。この突起を足の裏で感じたり、白杖で探ったりしながら、ブロックに沿って歩き、また、弱視の人（見えにくい人）はブロックの色も頼りにして歩く。
- 自治会**…………… 6、27、29、34、35、36、38、39、41、42、43、44 ページ他
 自治会は、一定の区域に住む住民が自主的に結成した自治組織で、お互いに助け合いながら、よりよい地域づくりを目指して、様々な活動を展開しています。
- 自助**…………… 2、22、27、29、42 ページ
 自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること→「共助」、「互助」、「公助」
- 市民後見人**…………… 8、27、57、58 ページ
 今後見込まれる成年後見制度の需要増加に対応するため、親族や専門職に代わる新たな担い手として、市民が成年後見に関する一定に知識や技術・態度を身につけ、家庭裁判所が選任する後見人。→成年後見制度、法人後見
- 社会貢献活動**…………… 25、40、46 ページ
 法人や団体、個人による公益・公共益に資する活動。個人の社会貢献として代表的なものはボランティア。企業・団体などでは慈善事業や慈善活動への人材資機材の供出、寄付などがある。

- 社会的孤立**…………… 20、49、50、51 ページ
 家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。ひきこもりやニートなど。人々のつながりが薄れた現代社会では、社会的孤立は高齢者に限らず若者や中高年など世代を超えて拡大している。
- 就労支援員**…………… 23 ページ
 障害のある人や生活に困窮している人、生活保護を受けている人等に対して、就労のための準備や面接、就労の定着等の支援を行う者。市では社会福祉協議会に委託し、生活サポートセンターに配置。
- 小地域活動行動計画**…………… 25 ページ
 自治会や小学校区・中学校区の範囲で、住民同士が協力して自発的に行う活動に関する計画を市民や地域支え合い協議会、学校、事業所、企業、市民活動団体等関係団体と社会福祉協議会が協働して策定する計画
- 障害者**…………… 15 ページ他
 この計画では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）を一元的に捉え対象とします（鶴ヶ島市障害者プランでいう「精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）」や精神障害者保健福祉手帳が申請できる認知症なども含む。）。
- 障害者基幹相談支援センター**…………… 7 ページ
 障害のある人やその家族などの相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の調整や支援を行う機関
- 障害者支援協議会**…………… 29 ページ
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、関係機関が連携を図り、地域における障害者等への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う協議会
- 障害者支援ネットワーク協議会**…………… 6、41、65 ページ
 障害者団体、障害のある人を支援するボランティア団体、福祉施設などが連携を図り、障害のある人もない人も誰もが、地域で安心して暮らしていける社会を目指している協議会
- 生活困窮者自立相談支援センター**…………… 7、48 ページ
 生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、困窮状態から早期に脱却するように相談に応じ、自立支援プランを策定し、支援の効果や評価を行うとともに、就労支援を行う機関
- 生活サポートセンター**…………… 7、46、51、61 ページ
 障害者基幹相談支援センターと生活困窮者自立相談支援センターの業務を市から受託した社会福祉協議会が、これらの業務を一体的に行うための機関

生活支援コーディネーター…………… 7、23、54、55 ページ

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者
→生活支援体制推進協議会、生活支援体制整備事業

生活支援体制推進協議会…………… 7、24、54 ページ

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的として、生活支援コーディネーターと生活介護・介護予防サービスの提供者等の定期的な情報共有・連携強化の場としての協議体。→生活支援コーディネーター、生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業…………… 7 ページ

地域包括ケアシステムを構築するため、既存の介護保険サービスだけでなく、地域住民が主体となった生活支援サービスを充実するよう地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制をつくるための事業。→生活支援コーディネーター、生活支援体制推進協議会

成年後見制度…………… 8、27、57、58 ページ

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。家庭裁判所が後見人などを選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、不利益から守る制度

相談支援員…………… 23 ページ

生活に困窮している人の相談支援を行う者。市では社会福祉協議会に委託し、生活サポートセンターに配置。

【た】

多主体…………… 23、39、40、41 ページ

福祉に関わるボランティア、市民活動団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業、協同組合等の多様な事業主体。

多職種協働…………… 15、23、28、40、41、53 ページ

身近な地域で、支援を必要とする人に対して包括的な支援を行うために、医療・看護・介護・福祉等に関わる多職種の者が、協働して支援を行うこと

多目的トイレ…………… 8 ページ

車イス使用者、オストメイト、乳幼児連れなどを含む、多様な利用者に使いやすいトイレとなるよう、十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器などが配置されたトイレをいう。

地域ICT利活用事業（地域SNS）…………… 7 ページ

ICT (Information and Communication Technology の略)。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。総務省によるICT利活用により、地域協働ポータルサイトを通じて、市民や地域の様々な主体の相互連携やネットワーク化を図る事業

- 地域ケア会議**…………… 23、24、28 ページ
 地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。地域包括支援センターが中心となり、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたる
- 地域支え合い協議会**…………… 6、7、10、25、27、34、35、38、41、43、44 ページ他
 地域が抱える課題を地域で解決する共助社会を作ることと目的とし、小学校区単位などの地域において、自治会をはじめ、市民活動団体、企業等の様々な主体とその関係者が連携・協力をする組織
- 地域包括ケアシステム**…………… 15、19、20、22、52、53、55 ページ
 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組み
- 地域包括支援センター**…………… 7、15、21、24、26、28、29、41、48、53、68 ページ
 介護保険法に基づき、介護予防ケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う機関。
- 地域包括支援体制**…………… 14、15、18、19、20、21、22、25 ページ
 高齢者の地域包括ケアシステムを母体として、障害のある人や子ども、生活困窮者など支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組み→地域包括ケアシステム
- デイジー**…………… 8 ページ
 デイジー（DAISY）：「Digital Accessible Information System」の略。視覚障害のある人や普通の印刷物を読むことが困難な人のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格としての情報システム。一枚のCDに50時間以上も収録が可能である。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）**…………… 8、57 ページ
 配偶者や恋人など親密な関係にある（過去にあった者を含む）からの身体的、精神的、経済的、言語的な暴力。配偶者暴力防止法では、被害者を女性には限定していないが、DVの被害者には女性が多い。

【な】

- 二次避難所（福祉避難所）**…………… 43 ページ
 災害時に指定避難所に避難した高齢者や障害のある人などで、指定避難所では十分な支援を受けられないと判断した場合に、より専門的な救援・救護活動を実施する場所
- 認知症サポーター**…………… 7、27、57 ページ
 認知症とは、生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活に支障をきたす状態をいいます。認知症は、一般的には高齢者に多く、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。
 認知症サポーターは、認知症について正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援するボランティア。特別なことを行うのではなく、認知症を理解して認知症の人への応援者

- 認知症初期集中支援チーム**…………… 28 ページ
 介護や医療の複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム
- 認知症地域支援推進員**…………… 28 ページ
 地域包括支援センターに配置され、認知症の人やその家族の相談支援や必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行う。また、認知症サポーター養成講座などにより、認知症の理解を促進する。
- ノーマライゼーション**…………… 8、27、63 ページ
 障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

【は】

- バリアフリー**…………… 8、62、63、65 ページ
 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、現在では、すべての人の社会参加を困難にしている制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている。
- 避難行動要支援者**…………… 42、43 ページ
 高齢者、障害のある人や乳幼児など、災害時に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人
- PDCAサイクル**…………… 70 ページ
 行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されていることから、PDCA という名称になっている。
- 貧困の連鎖**…………… 45、47 ページ
 生活保護世帯で育った子供が、大人になって再び生活保護を受けることを「貧困の連鎖」という。平成18年に、関西国際大学の道中教授が行った実態調査によると、貧困の連鎖の発生率は25.1%であった。
- フォーマル**…………… 39 ページ
 フォーマルサービス・フォーマルケア。介護や医療などで、公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。介護・医療・保健などの行政サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援などの制度に基づくサービス。→インフォーマル
- 福祉委員**…………… 29 ページ
 福祉委員は地域住民と協力し、地域の見守りや地域福祉課題の解決を図ることを目的とし、各自治会から選出された人を社会福祉協議会が委嘱する。
- 福祉有償運送事業**…………… 63 ページ
 タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に、NPO 法人や社会福祉法人などが、実費の範囲内の対価で、乗車定員10人以下の自家用自動車を使用して当該法人等の会員を個別に輸送するサービス

ふるさとハローワーク…………… 9、61 ページ

地域職業相談室。公共職業安定所が設置されていない市町村において、職業相談・職業紹介等を行っています。国と市町村が共同で運営している。

ふれあいサービス…………… 10、38、61 ページ

日常生活の援助の必要な利用会員と協力会員の相互扶助の仕組みにより、介護保険制度や障害福祉サービスの制度で対応できない世帯に対して、家事等を協力できる市民が有償で支援する社会福祉協議会の事業

フードバンク…………… 48、49 ページ

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動及び団体

放課後子ども教室…………… 31 ページ

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な人の参画を得て、子供たちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組

法人後見…………… 8、57、58 ページ

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、個人や専門職と同様に、家庭裁判所の選任を受け、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う

【ま】

マッチング…………… 23、54、55 ページ

種類の異なったものを組み合わせること。(高齢者の日常生活に係るニーズとサービスの把握や) マッチング：福祉サービスの要求に対してサービスを組み合わせること。

もったいないプロジェクト…………… 49 ページ

社会福祉協議会が使用可能な家電製品や日用品等の寄付を市民から受け、必要とする市民(主に生活に困窮している人)に橋渡しを行うことで、リサイクルと福祉の支援の増進を図る事業

【や】

ユニバーサルデザイン…………… 62 ページ

年齢や性別、障害のあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方

【ら】

ライフライン…………… 49 ページ

市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステムの総称。